

平成27年度全国知的障害関係施設長等会議

第1分科会 シンポジウム

「社会を構成する一員として
地域で暮らし続けるために」

2015(平成27)年6月30日

日中活動支援部会
部会長 田口 道治

社会を構成する一員として地域で暮らし続けるために

1、実態調査から見る生活介護事業の現状

2、「地域社会の一員」になるために

3、地域社会で暮らし続けるために必要なこと

4、発展途上にある日中活動支援事業

1、実態調査から見る生活介護事業の現状

■「平成25年度全国生活介護事業実態調査報告」(平成27年3月発行)

調査期日 平成25年10月1日

生活介護事業所

通所系 899 (62.9% 1,429送付)

入所系 1,024 (65.3% 1,567送付)

利用者数

通所系 27,556人(平均30.7人/事業所)

入所系 62,722人(平均61.3人/事業所)

表8 利用者年齡 通所系

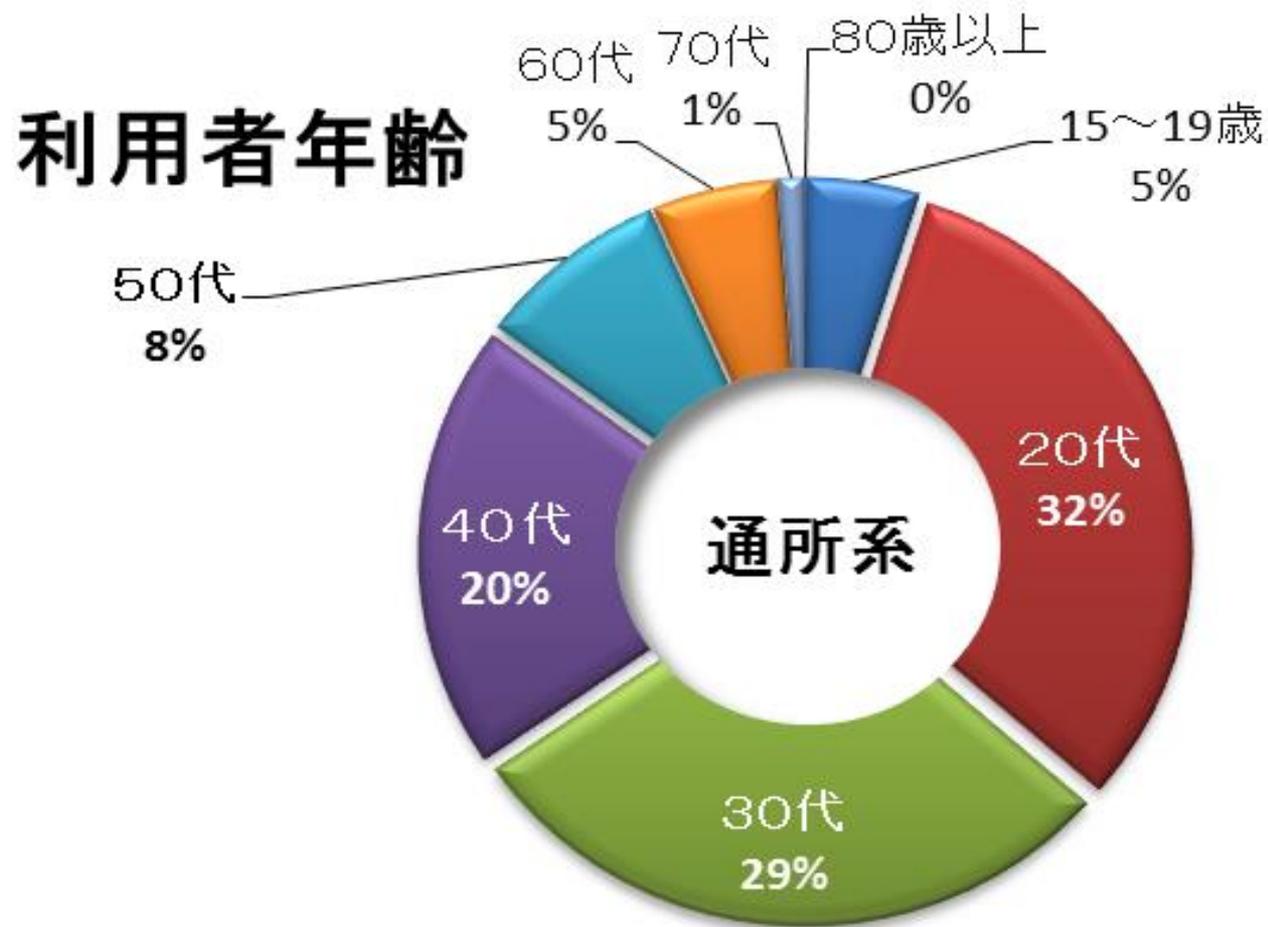


表8 利用者年齡 入所系

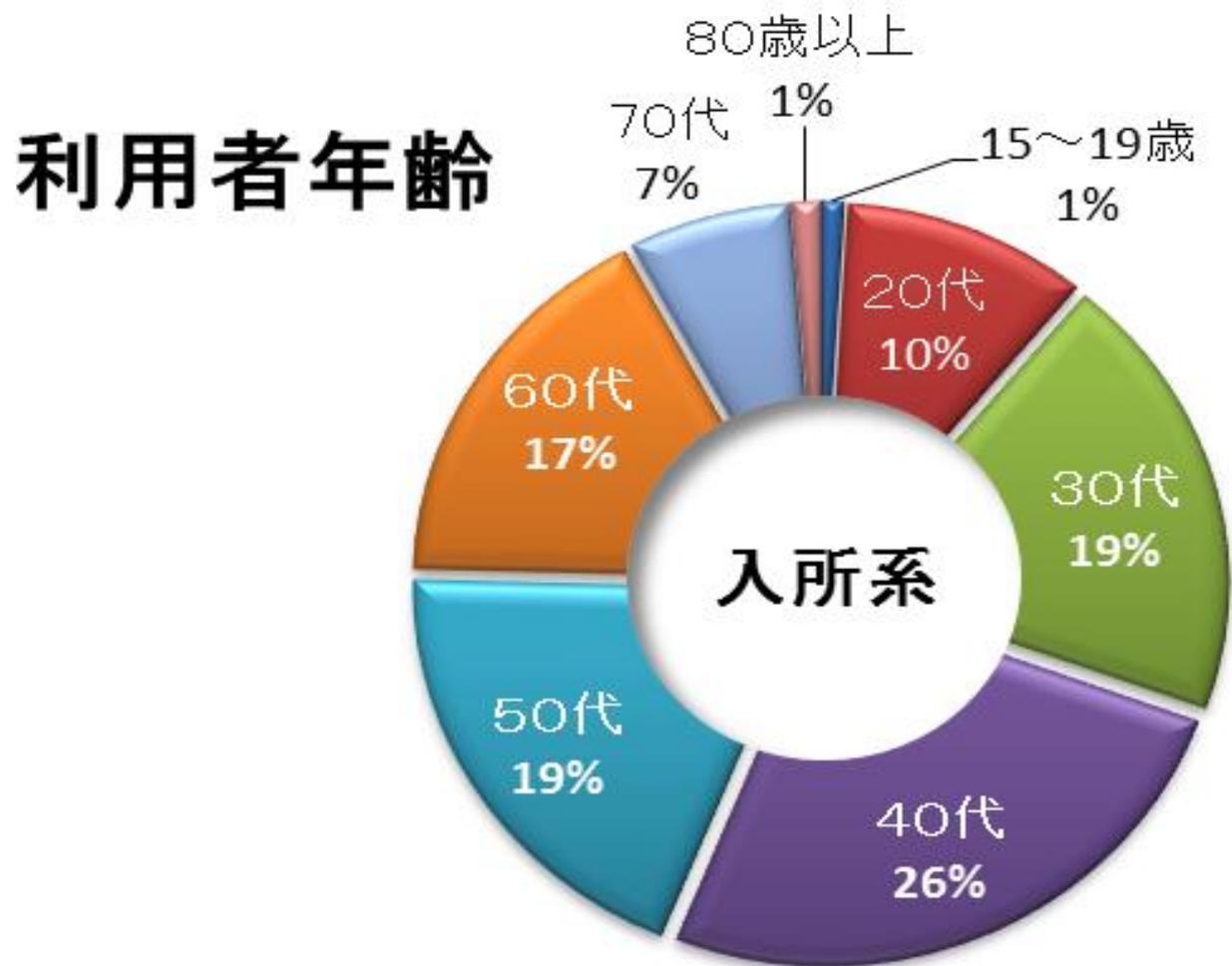


表8 利用者年齢 通所系／入所系

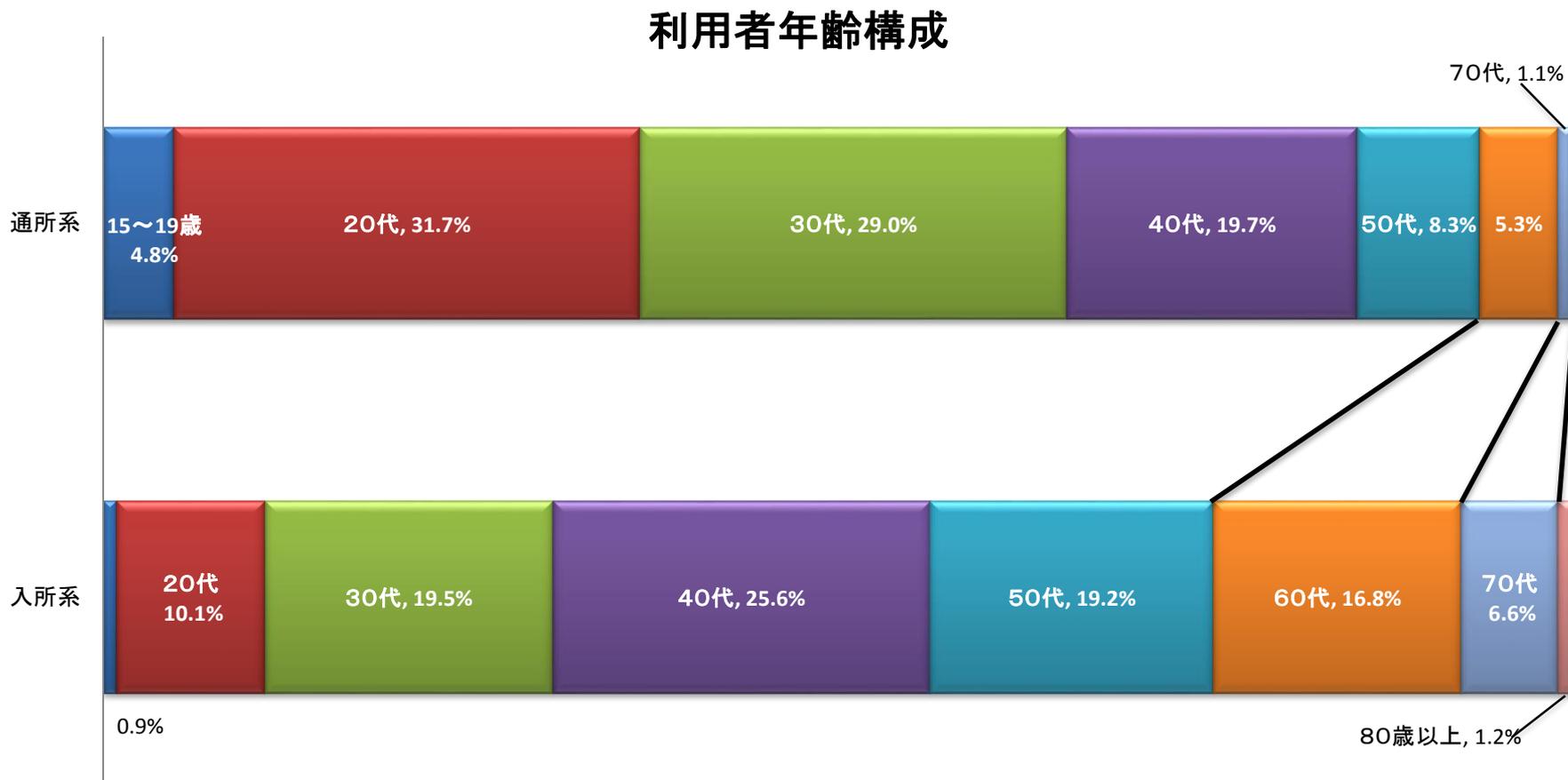
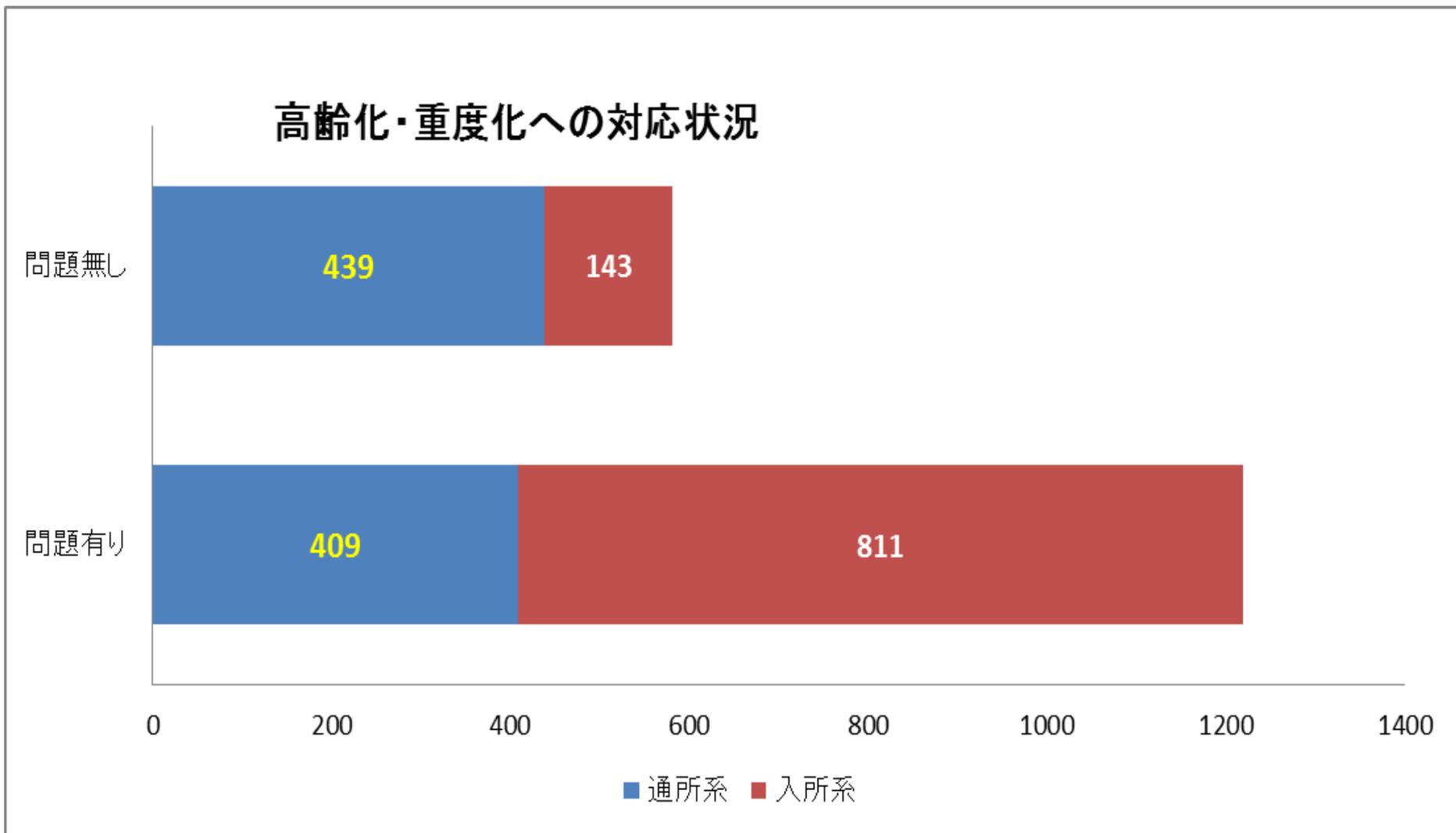


表74 高齢化・重度化への対応状況



『問題有り』と答えたうち、高齢化や早期退行への対応のために急務とされること

『問題有り』と答えたうち、高齢化や早期退行への対応のために急務とされること(上位3つ選択回答)

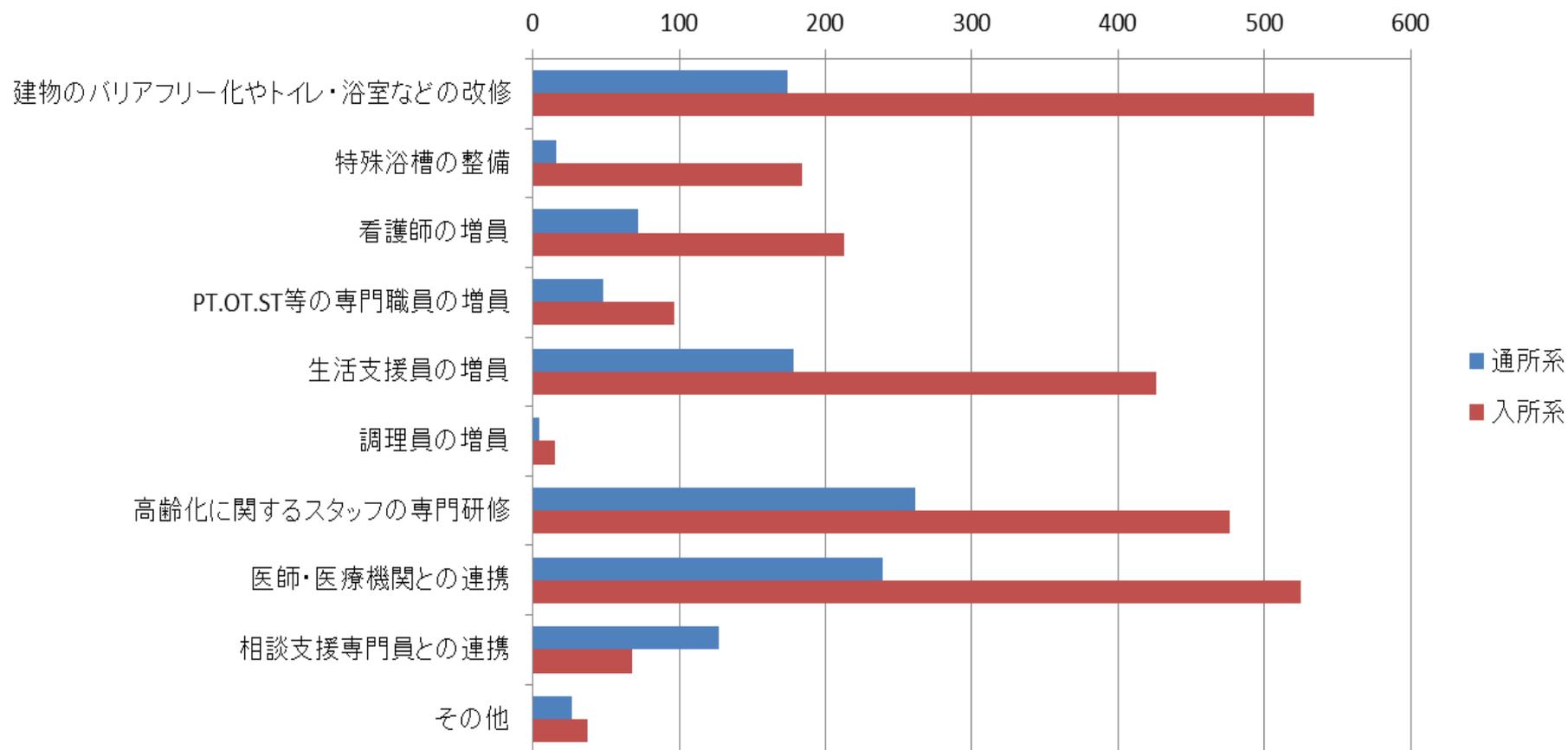
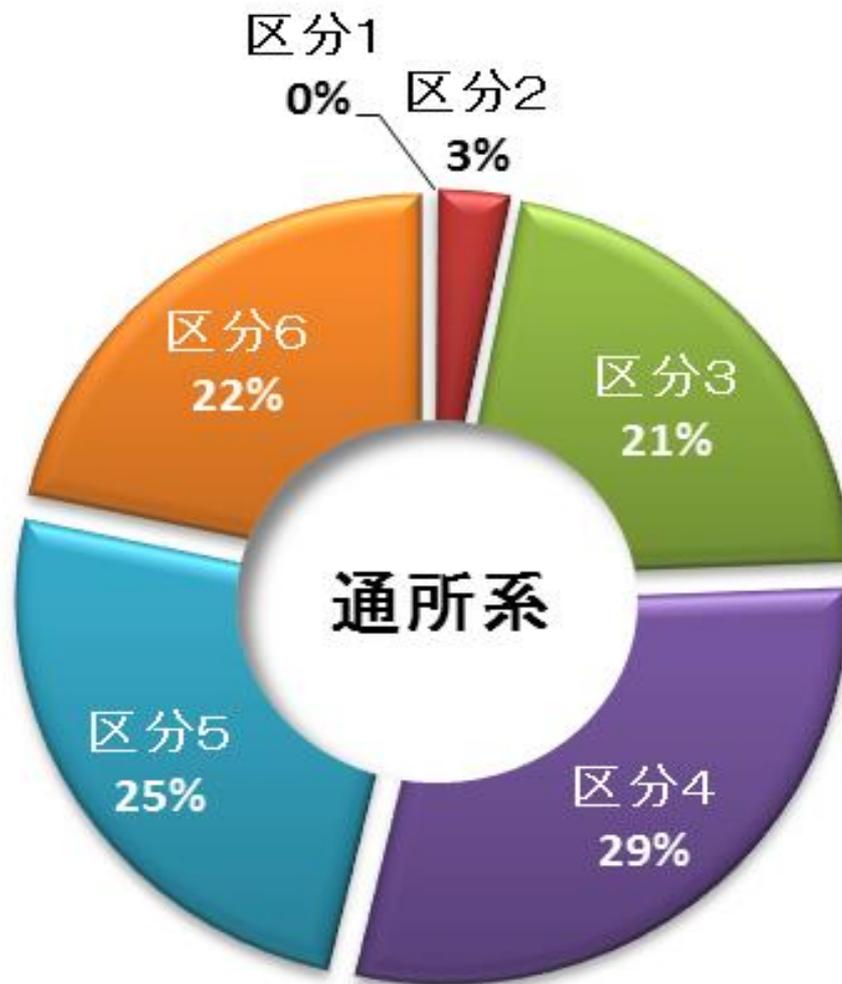


表9 障害程度区分 通所系



障害程度区分

表9 障害程度区分 入所系

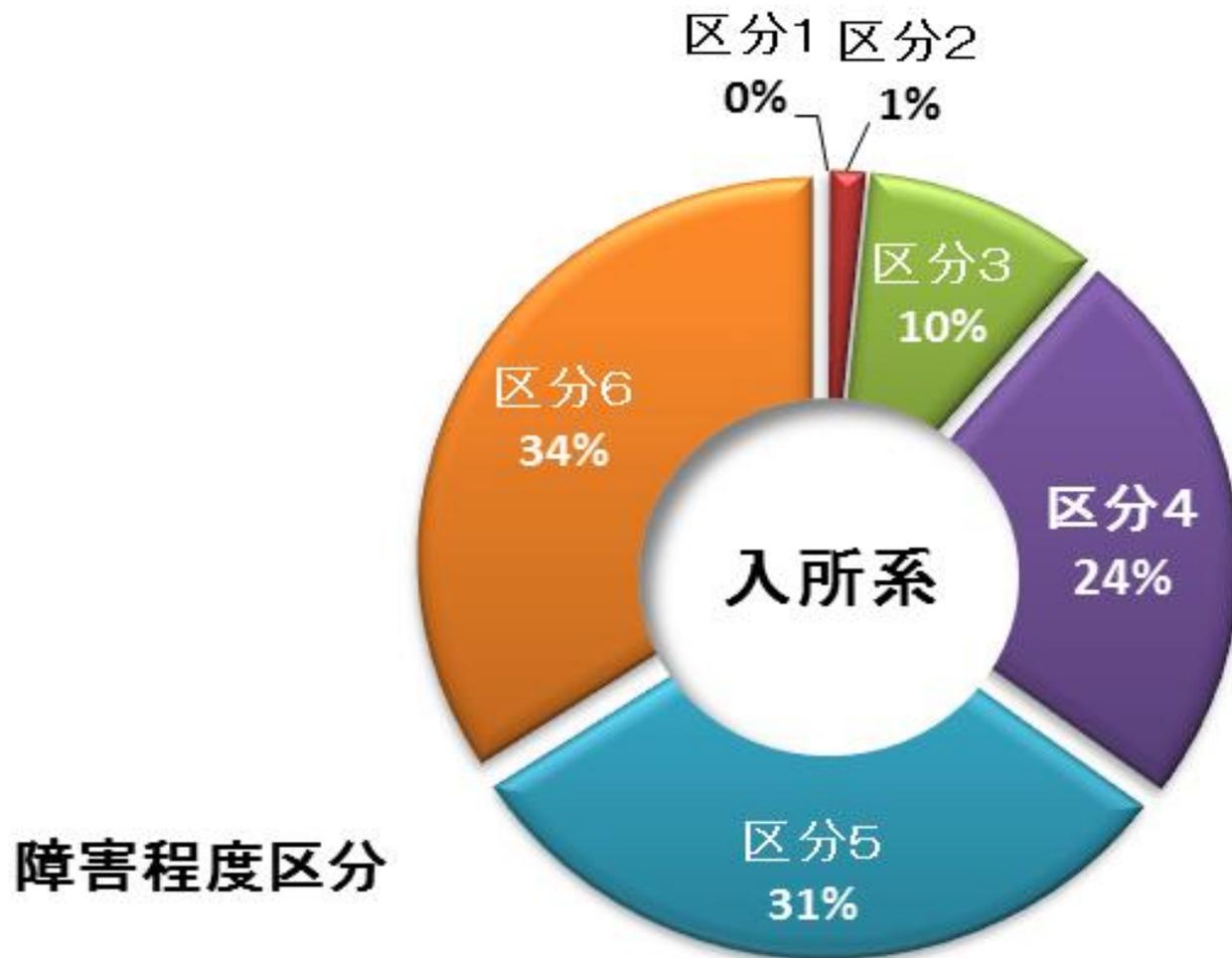
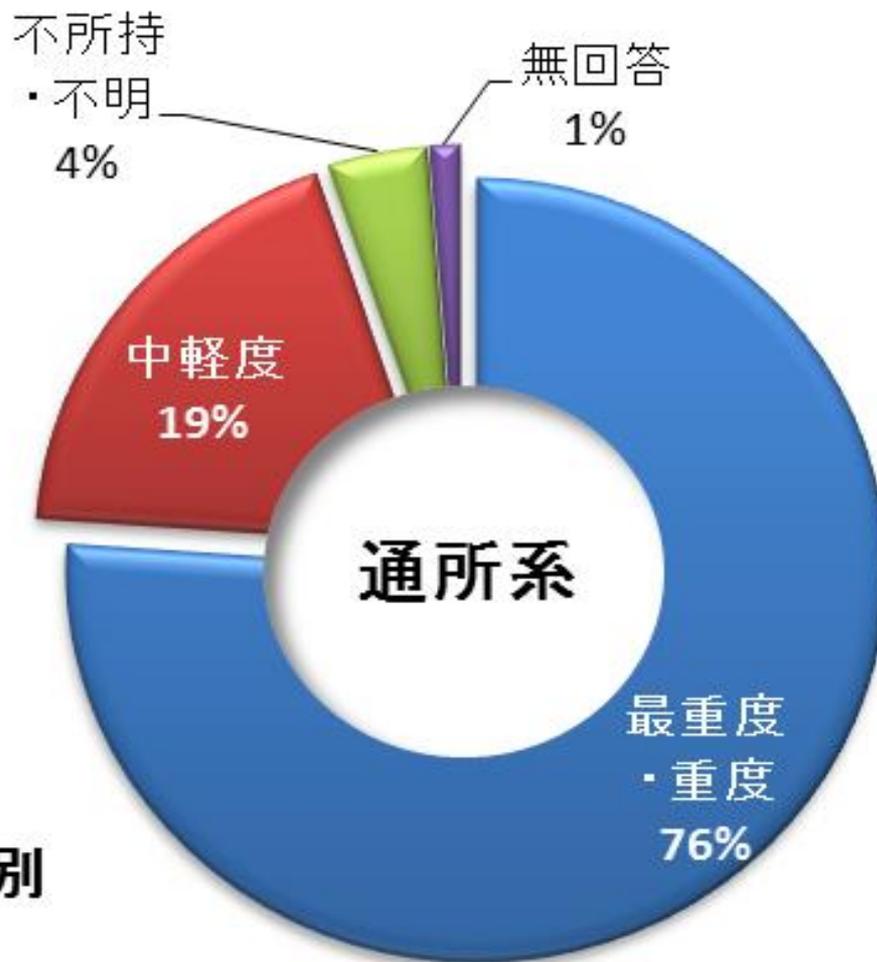
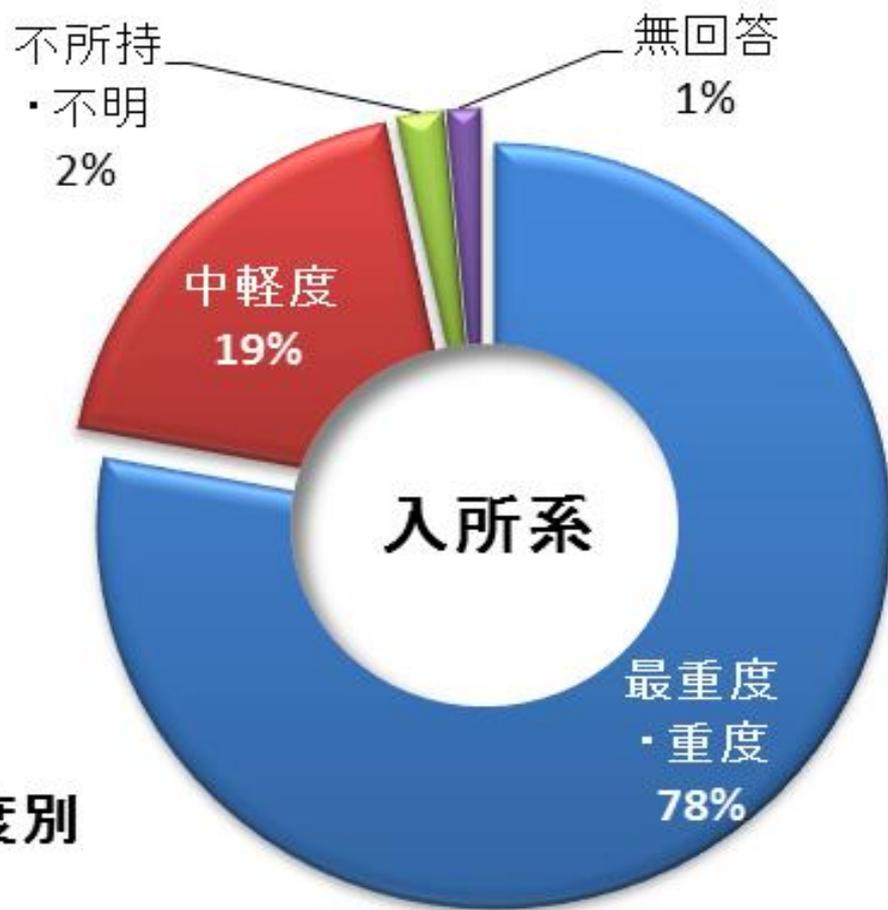


表10 療育手帳程度別 通所系



療育手帳程度別

表10 療育手帳程度別 入所系



療育手帳程度別

表11 身体障害の状況 通所系／入所系

身体障害者手帳所持について

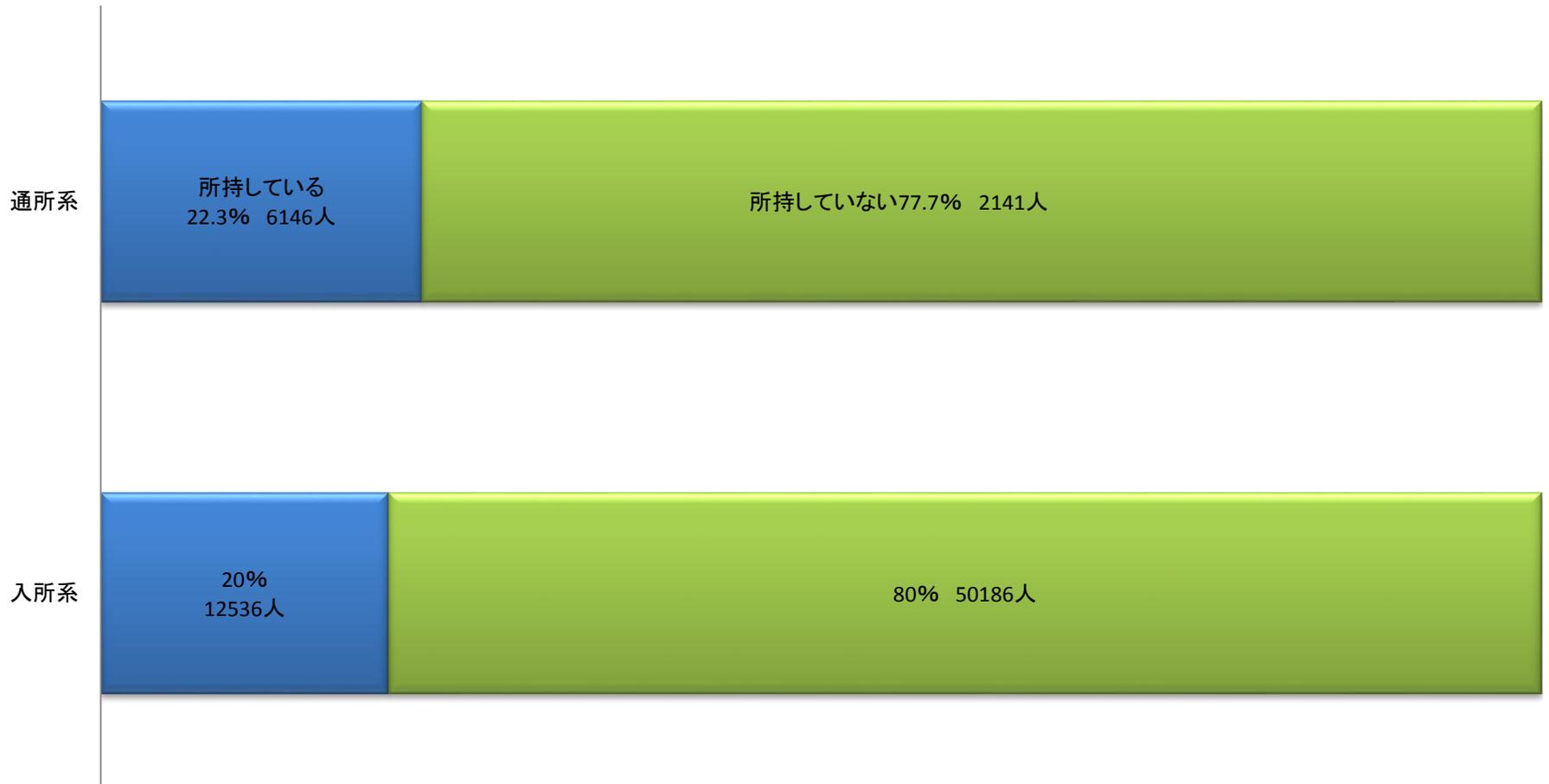


表11 身体障害の状況 通所系／入所系

身体障害の状況

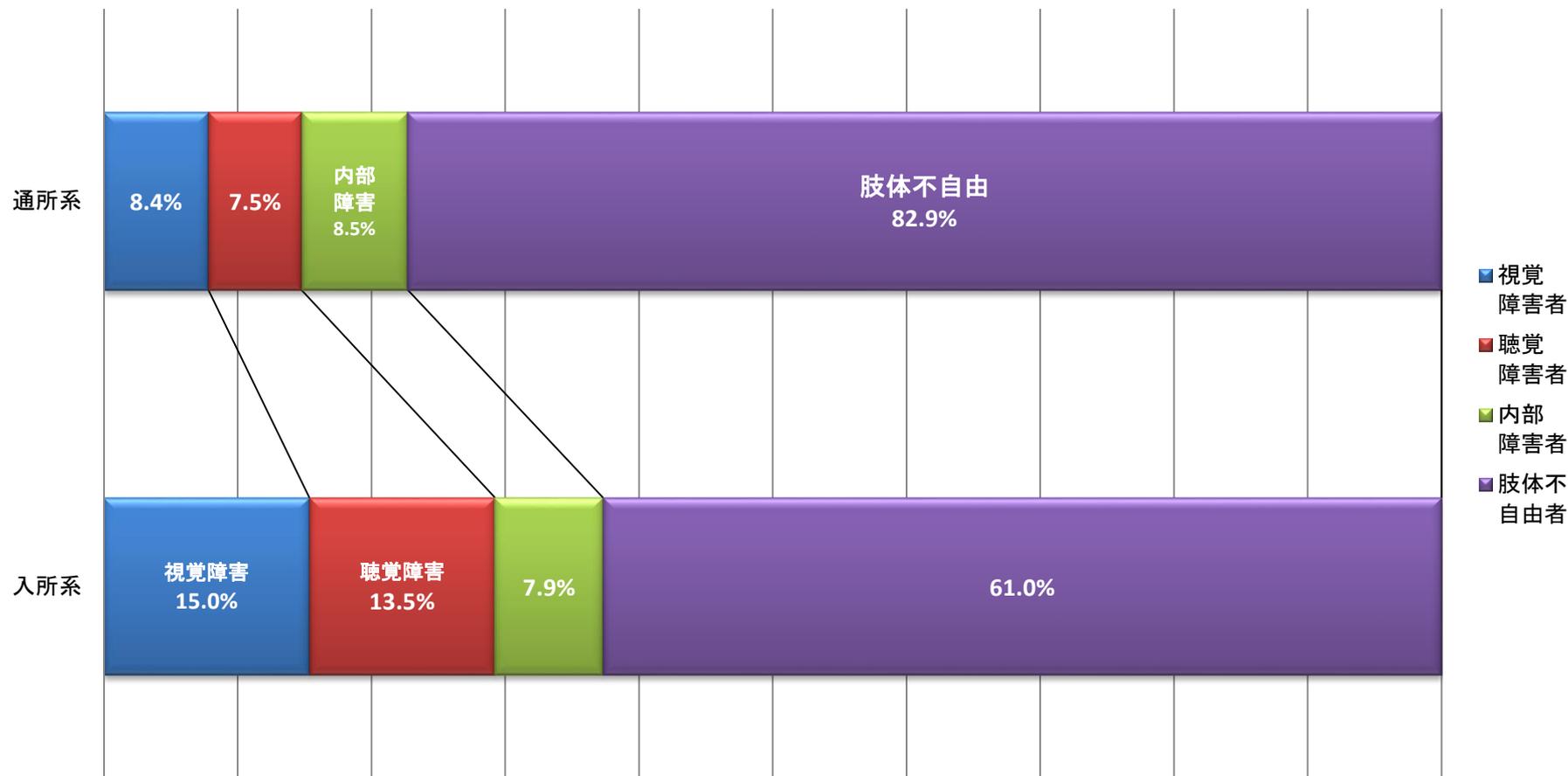


表13 自閉症・発達障害等の状況 通所系

自閉症・発達障害等の状況

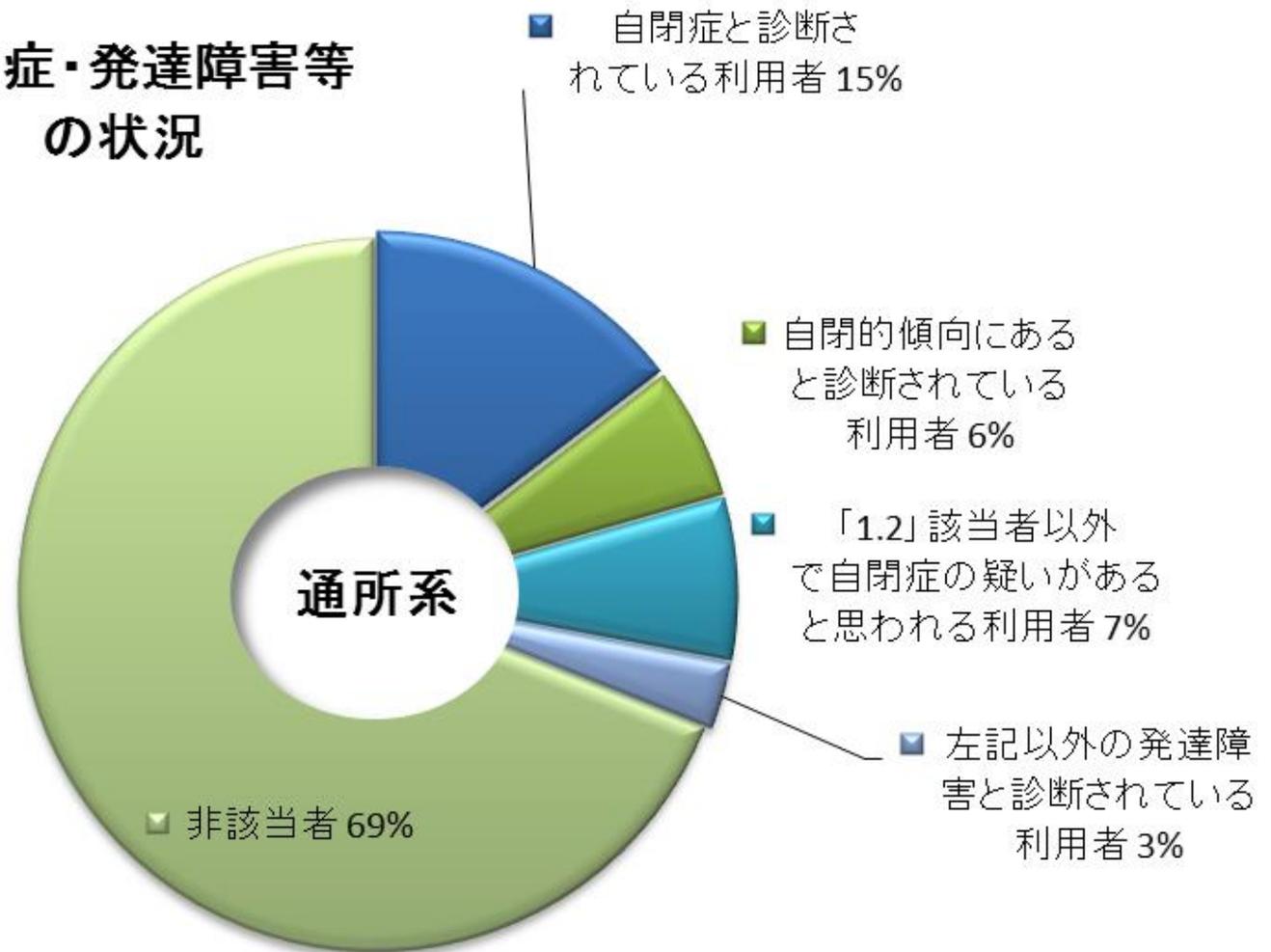


表13 自閉症・発達障害等の状況 入所系

自閉症・発達障害等の状況

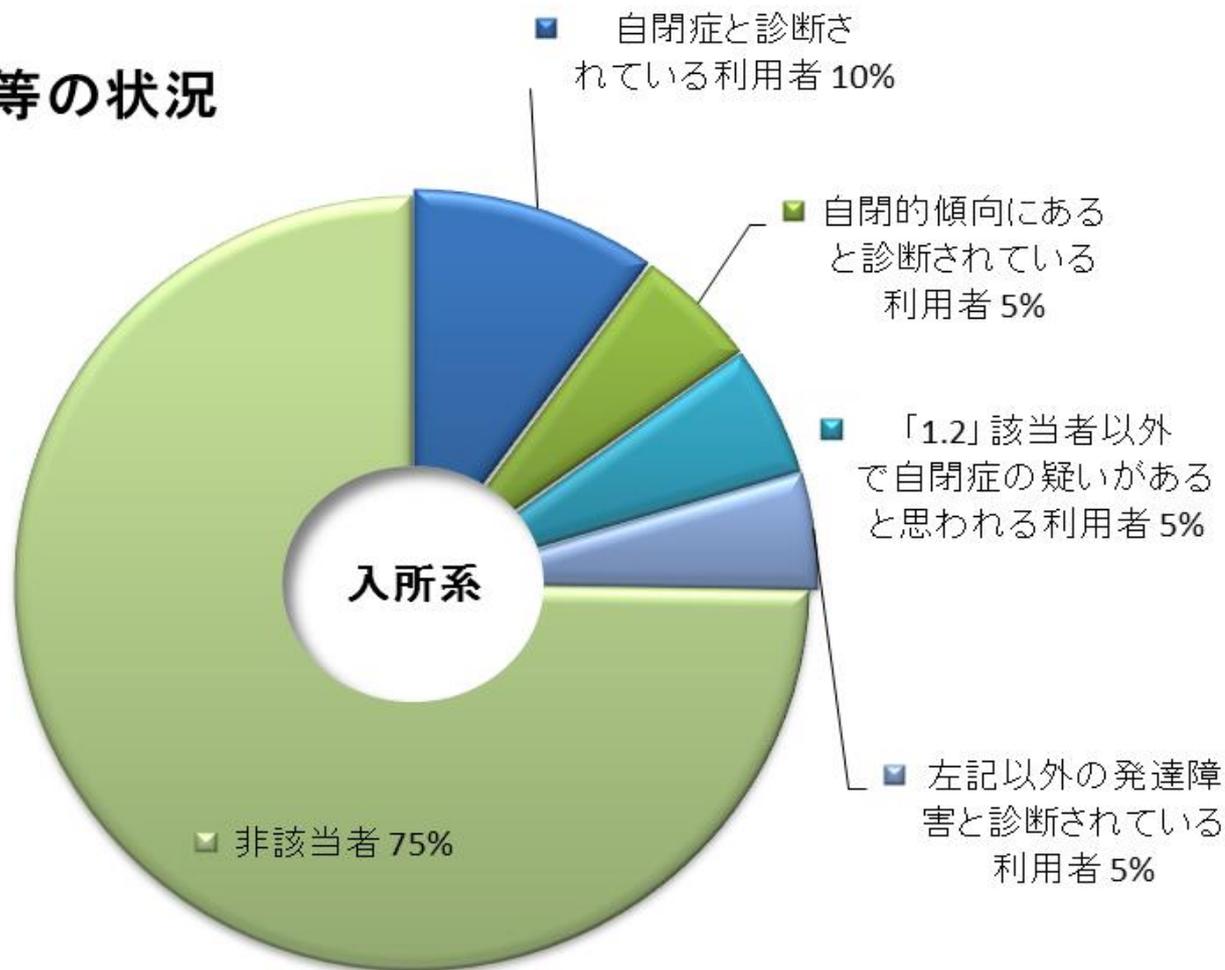
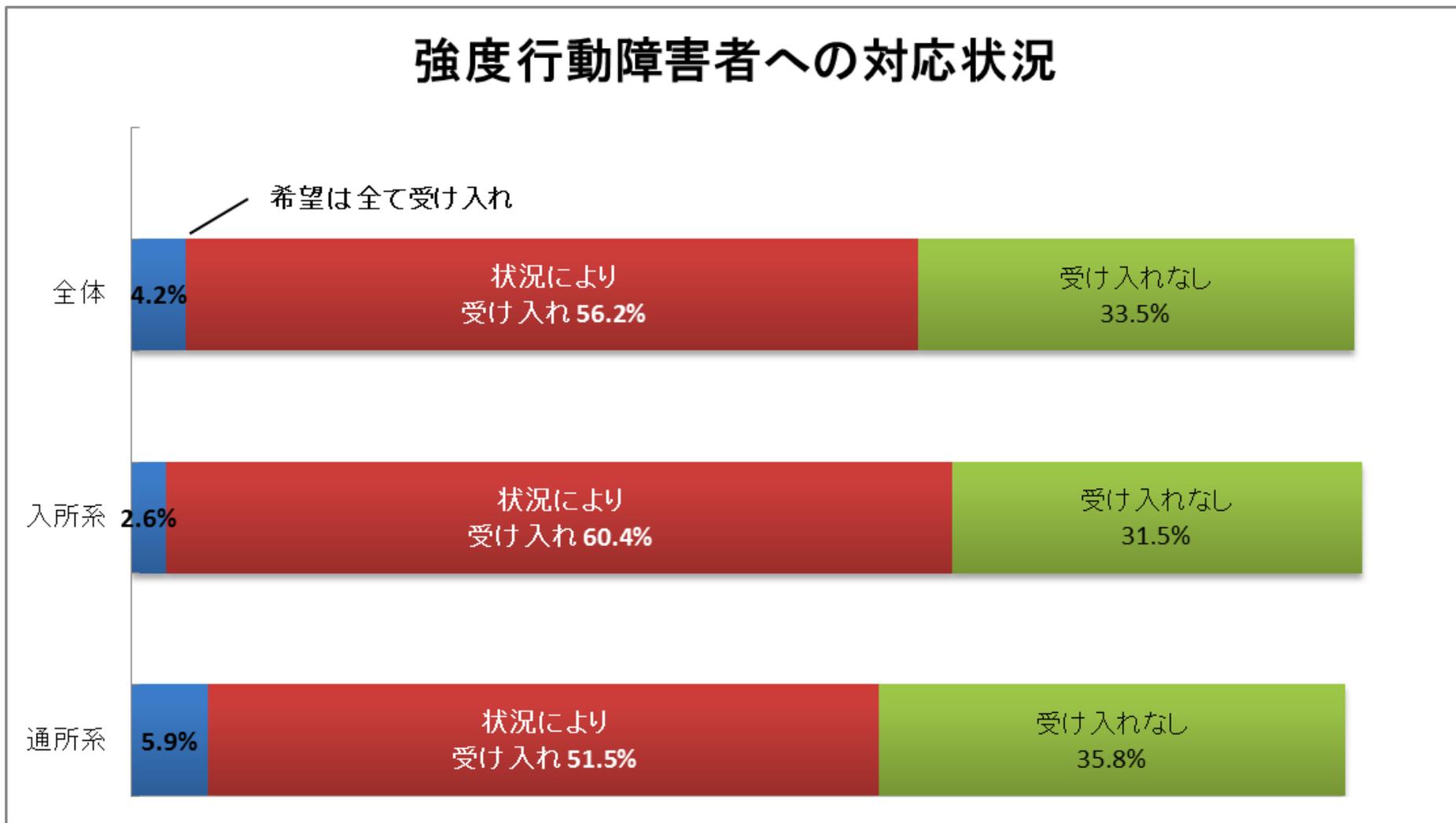


表73 強度行動障害者への対応状況



受け入れていない理由 全体

受け入れていない理由

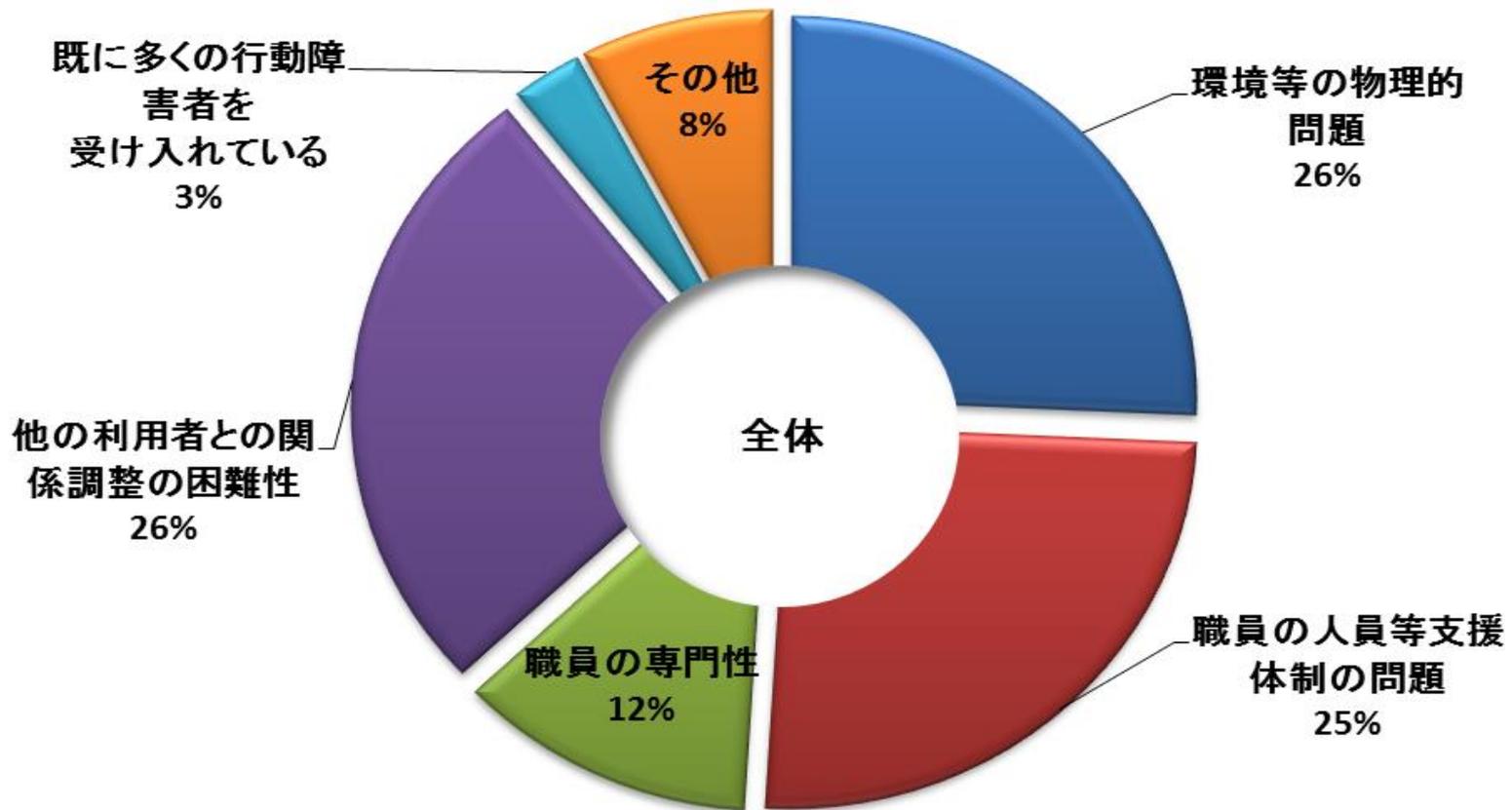


表75 医療ケア 通所系

ケア内容別実施事業所数(重複計上)

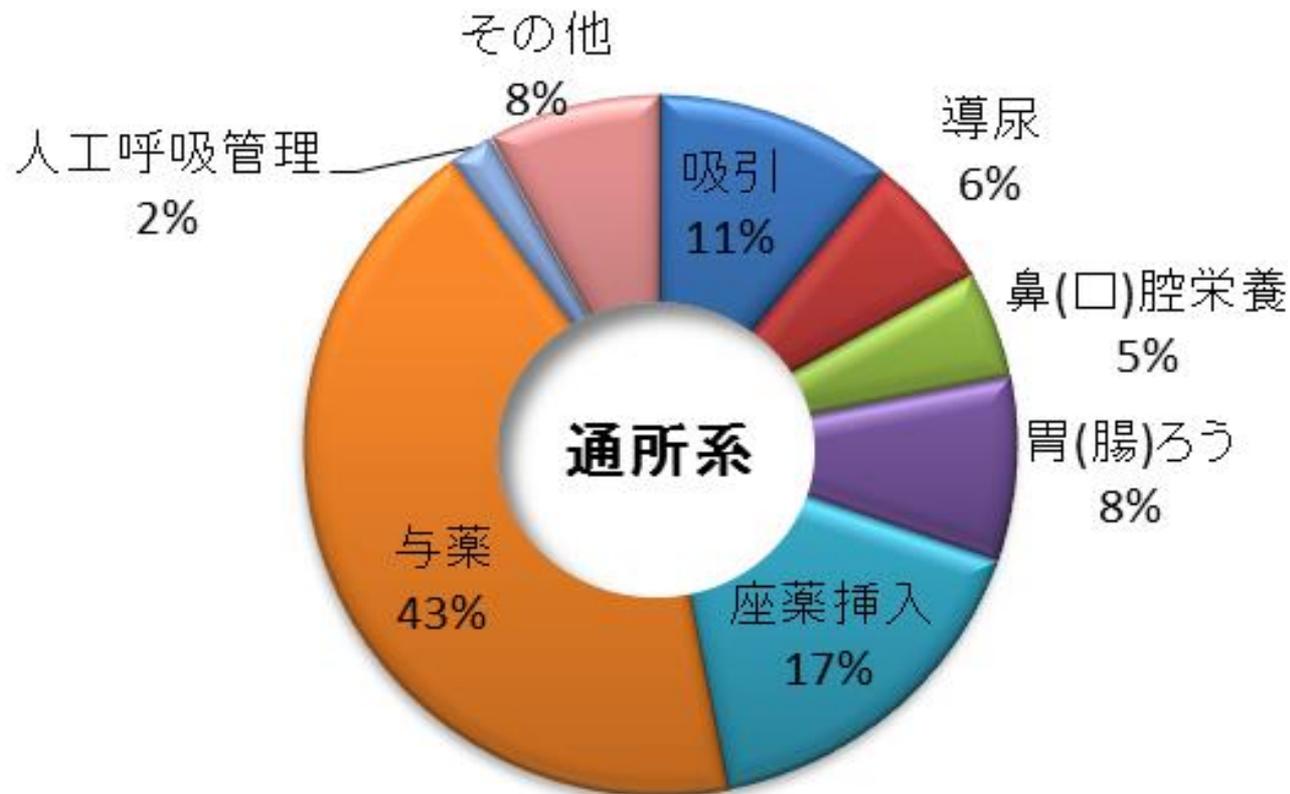
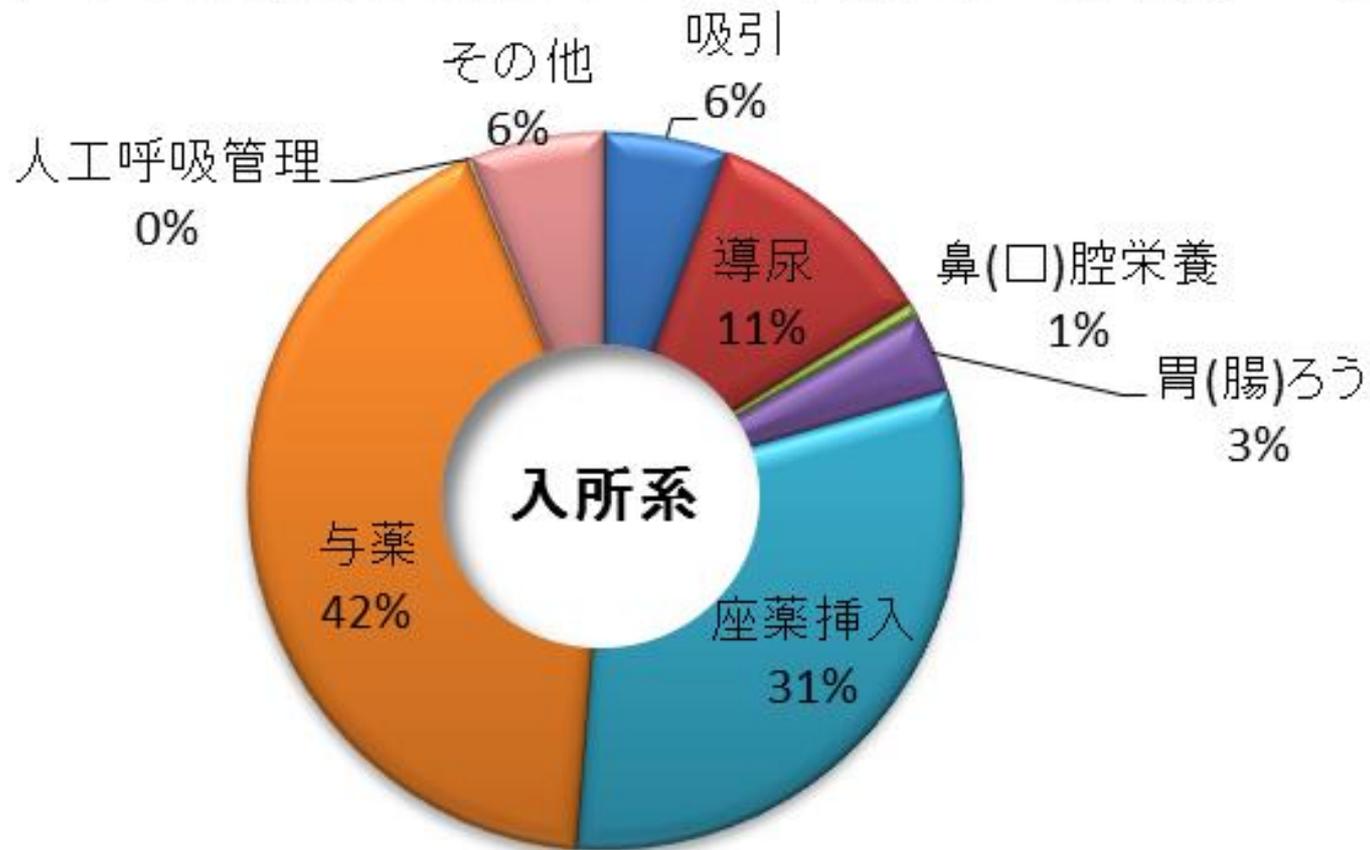


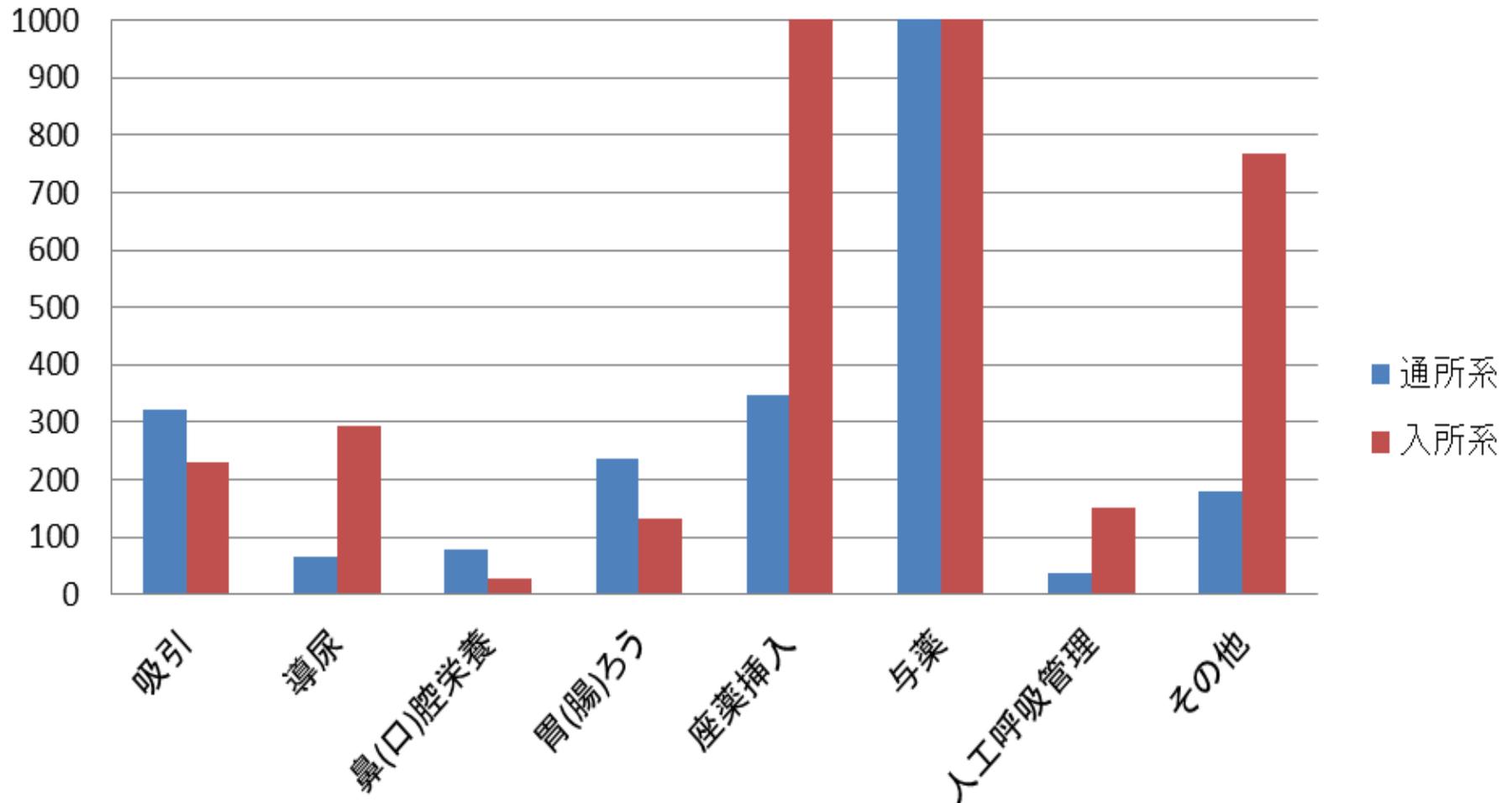
表75 医療ケア 入所系

ケア内容別実施事業所数(重複計上)



ケア内容別利用者数

ケア内容別利用者数(重複計上)



医師の指示の有無

医師の指示の有無

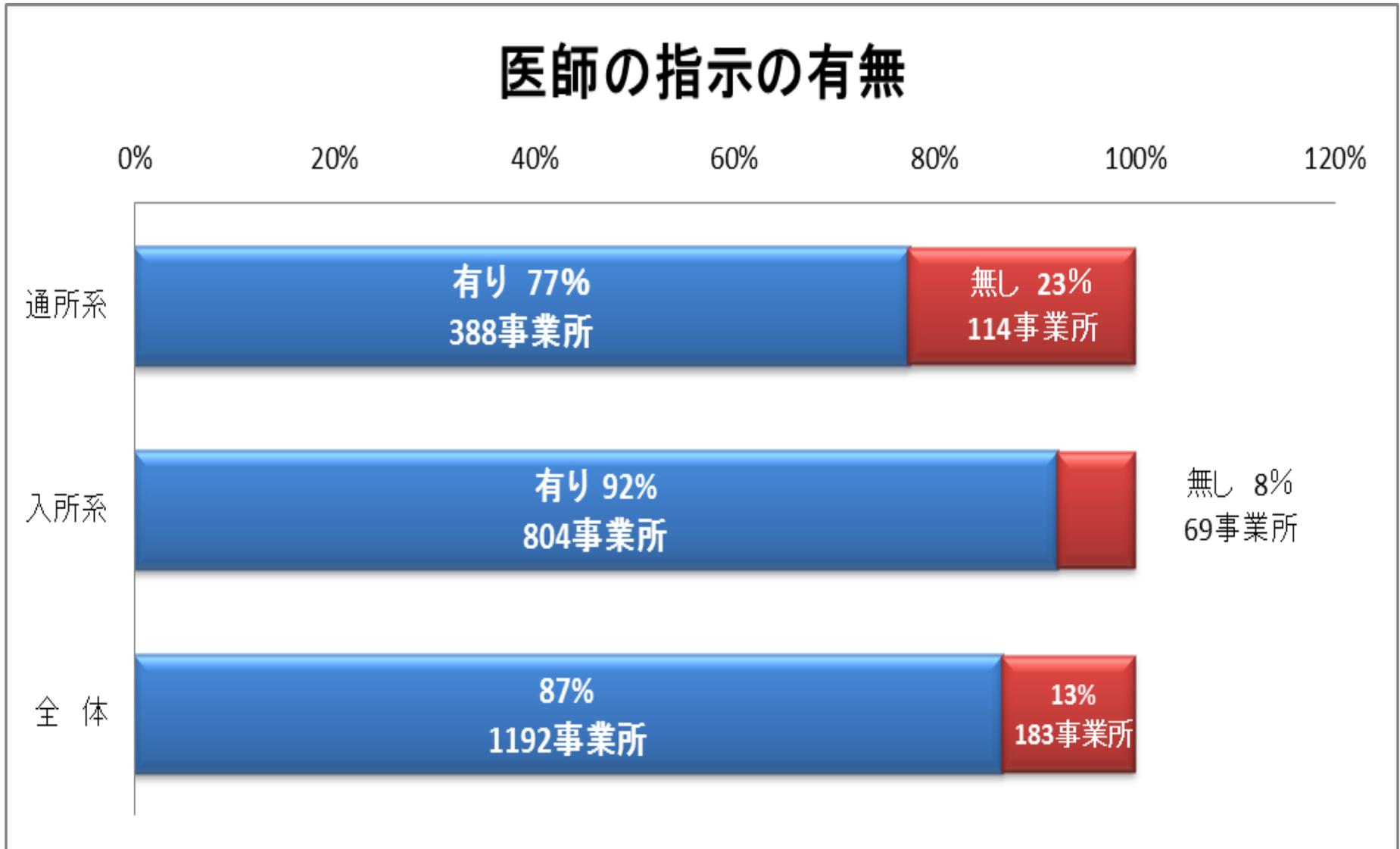


表52 食事の提供(通所系事業所数)

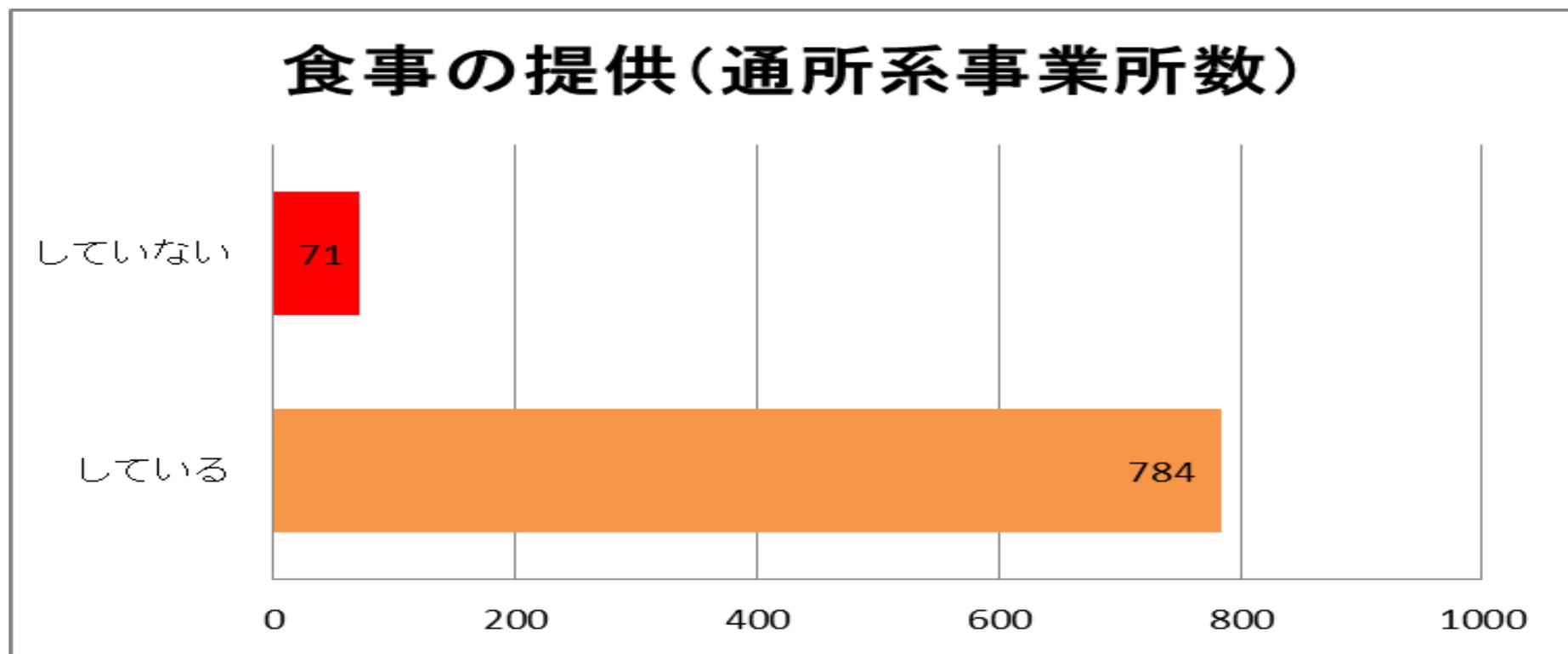


表56 入浴の状況(通所系事業所数)

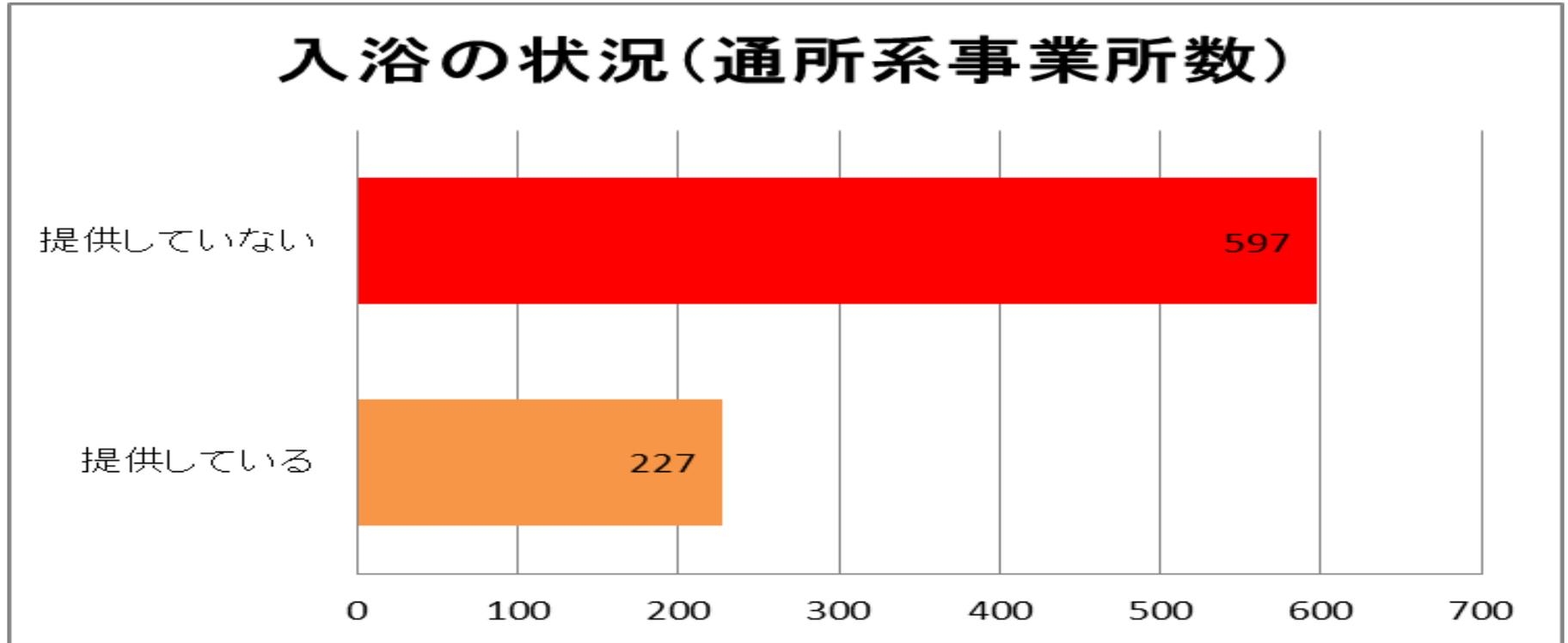


表62 生産活動の機会の提供と工賃の支給

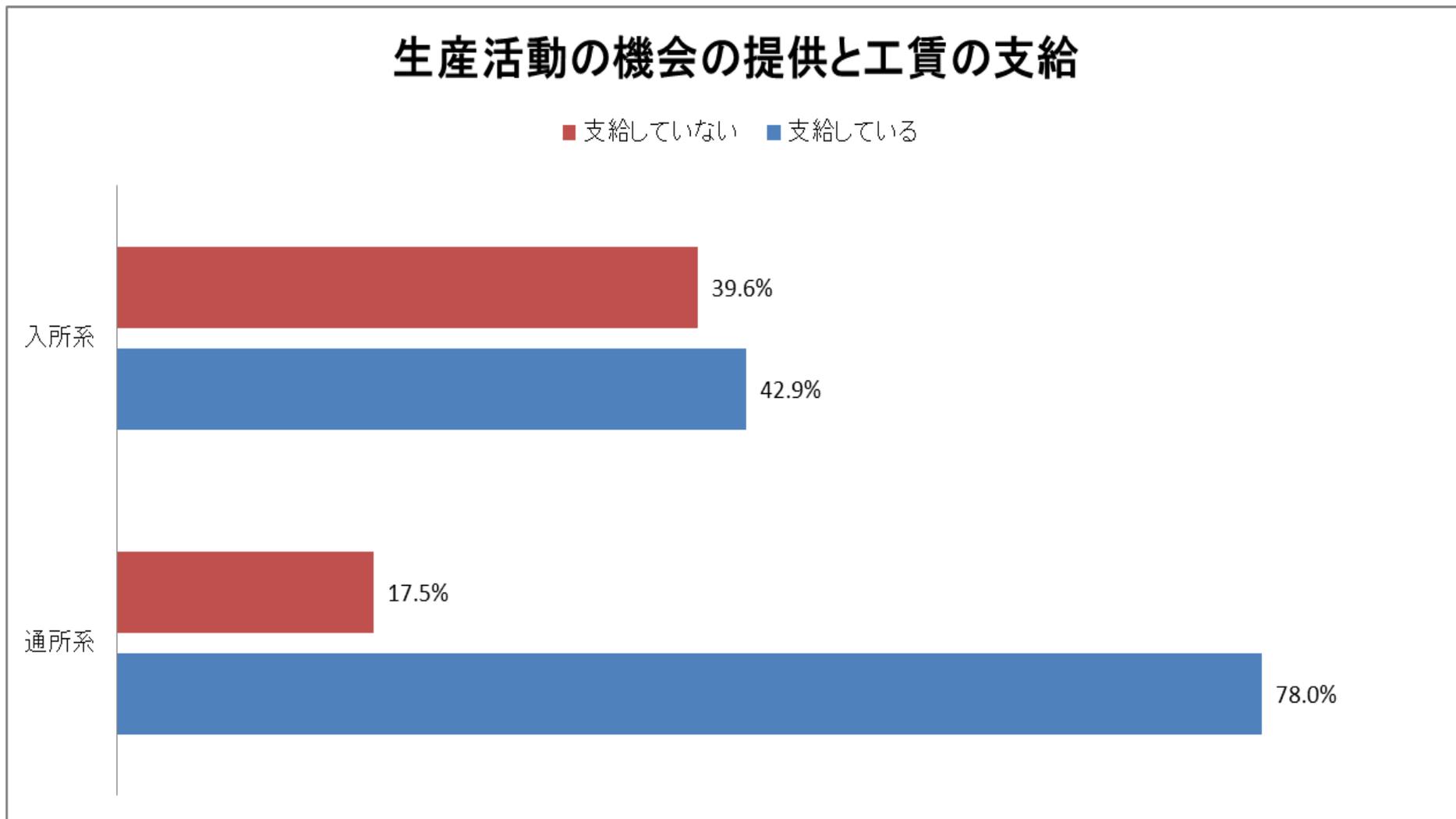


表64 工賃を支給している場合の平均工賃月額

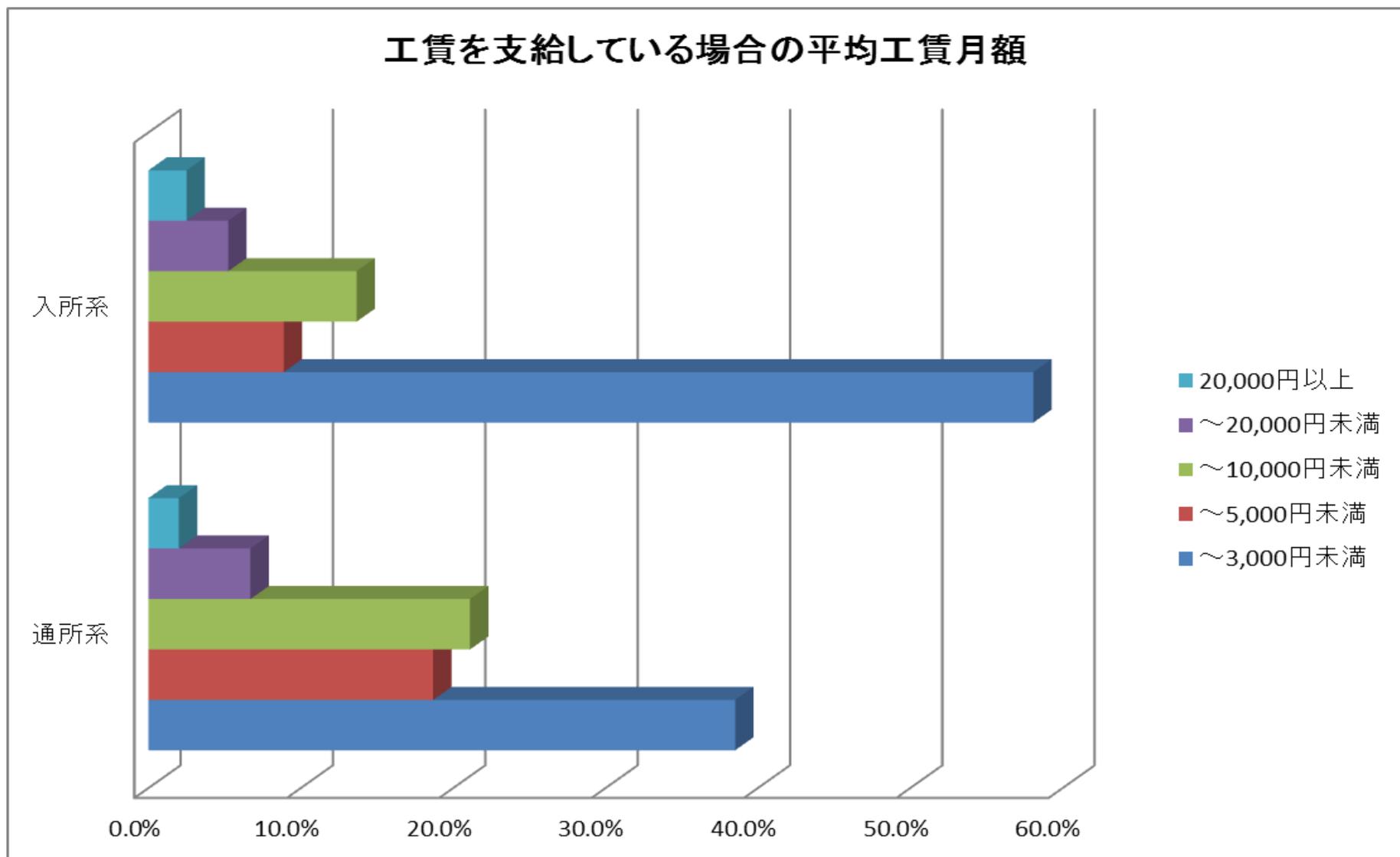


表34 利用者の意思・希望の反映状況 通所系

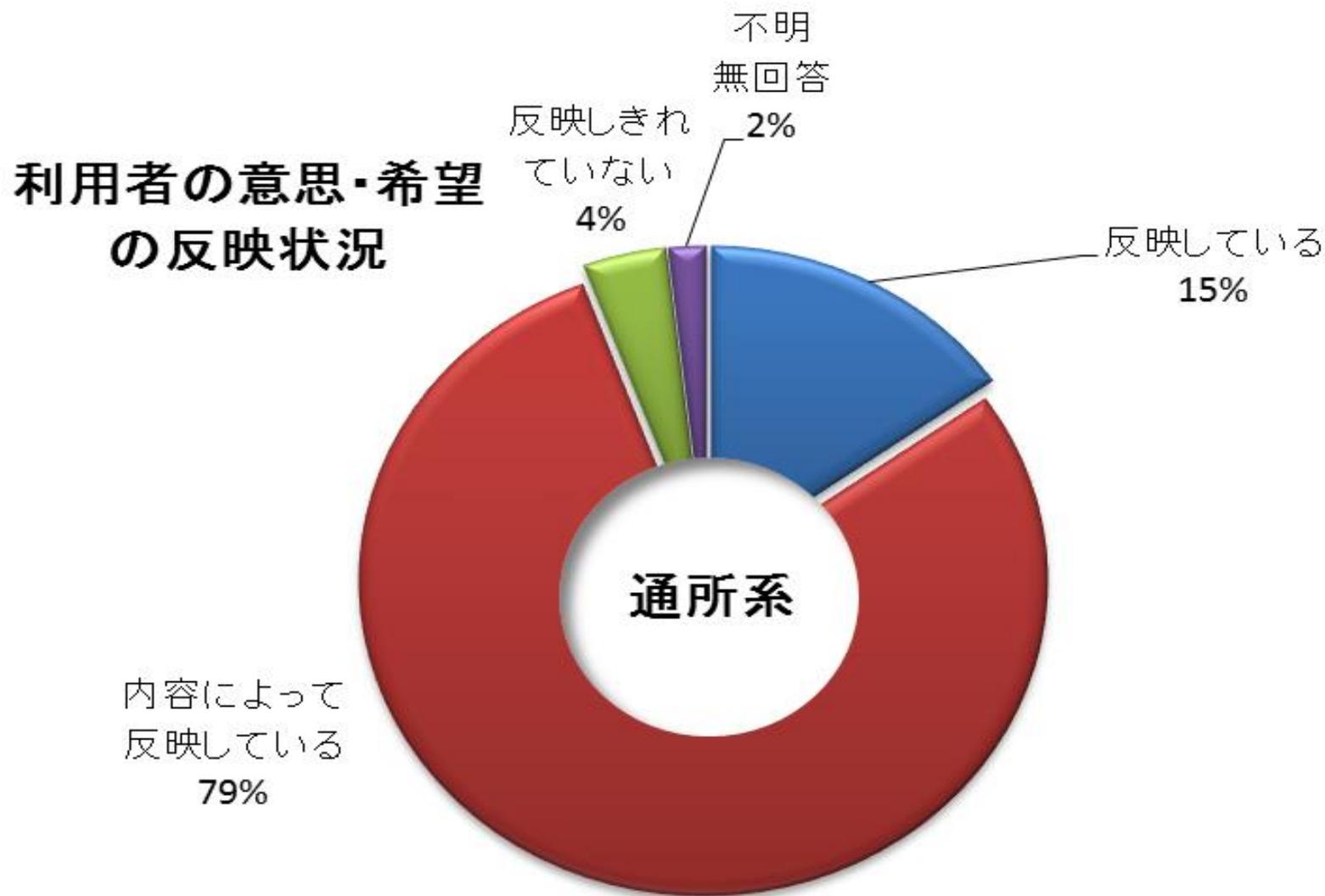


表35 利用者の満足度向上のための取り組み 通所系

利用者の満足度向上
のための取り組み

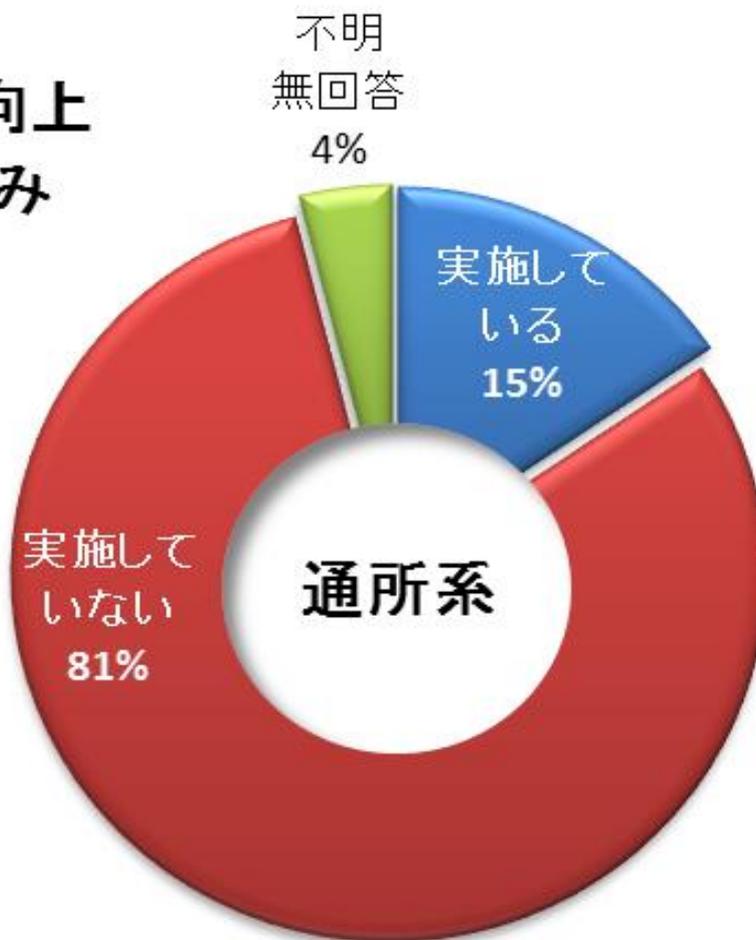


表36 家族の満足度向上のための取り組み 通所系

家族等の満足度向上
のための取り組み

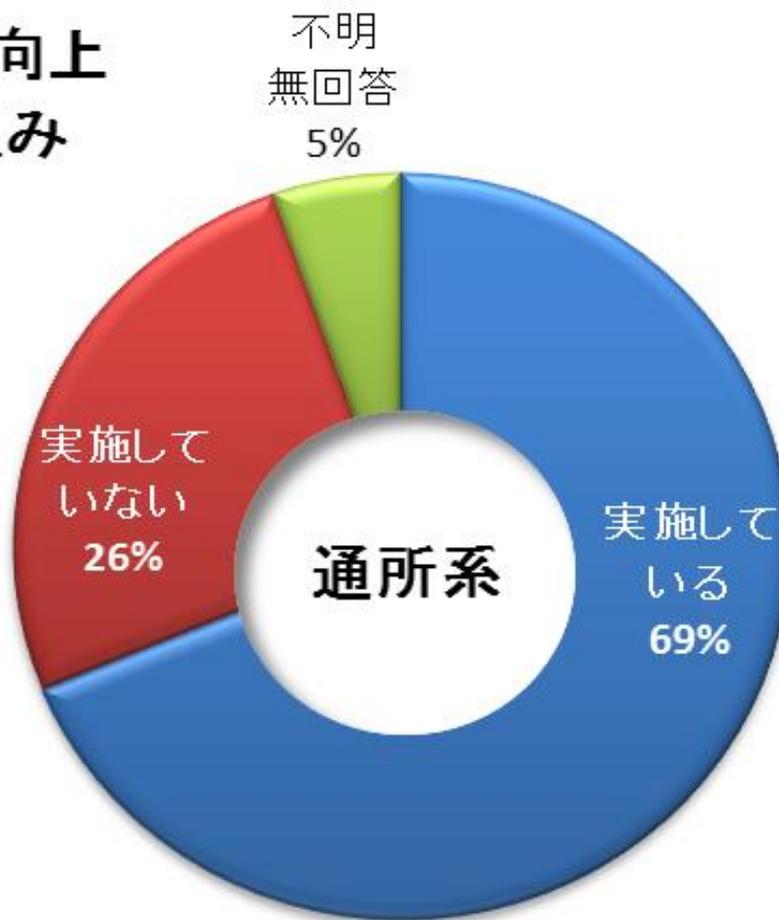


表14 複数事業の利用状況(日中活動)

複数事業の利用状況(日中活動) 通所系施設

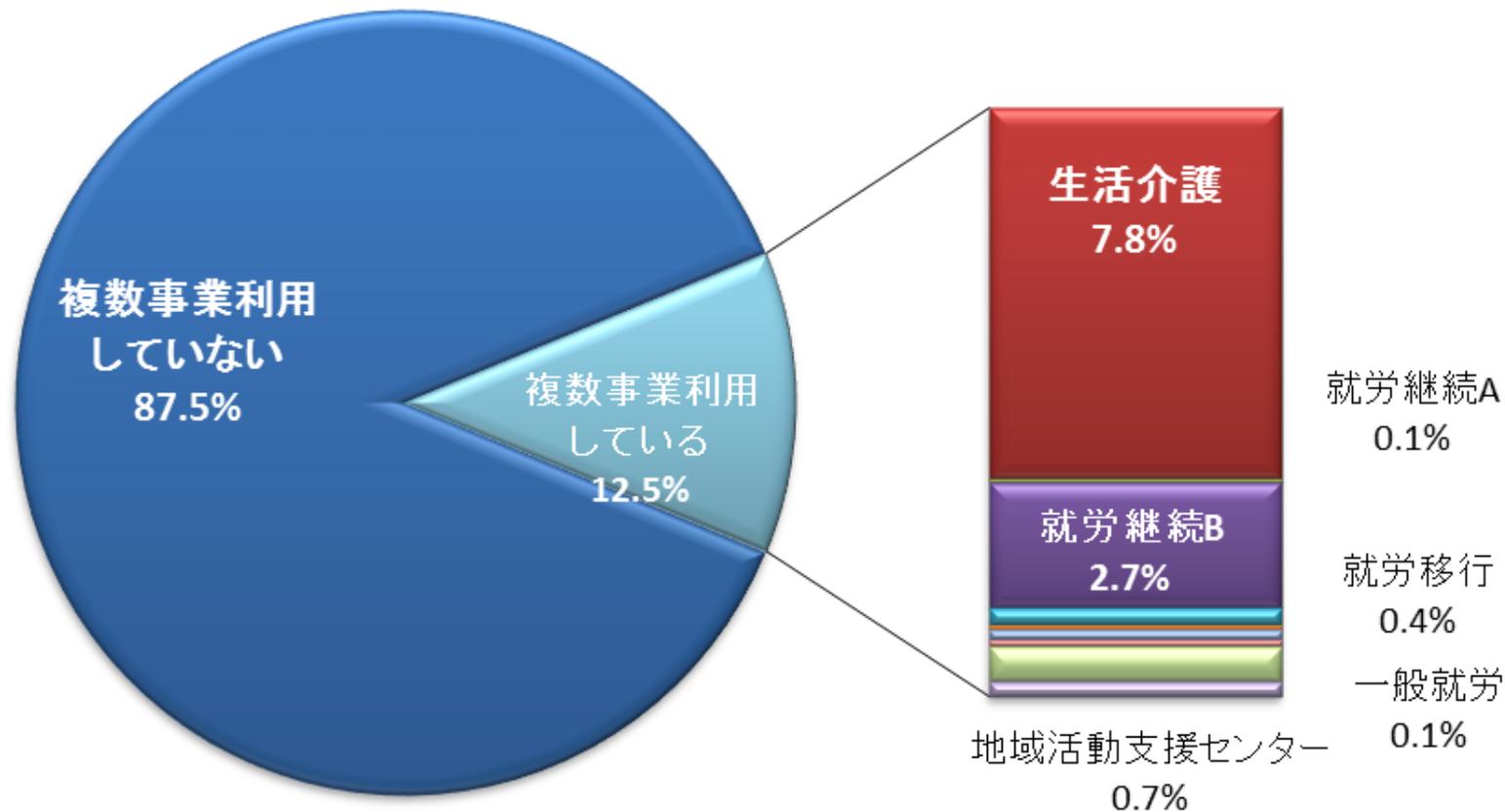


表76 大規模災害を想定した防災計画の策定 通所系

大規模災害を想定した防災計画の策定

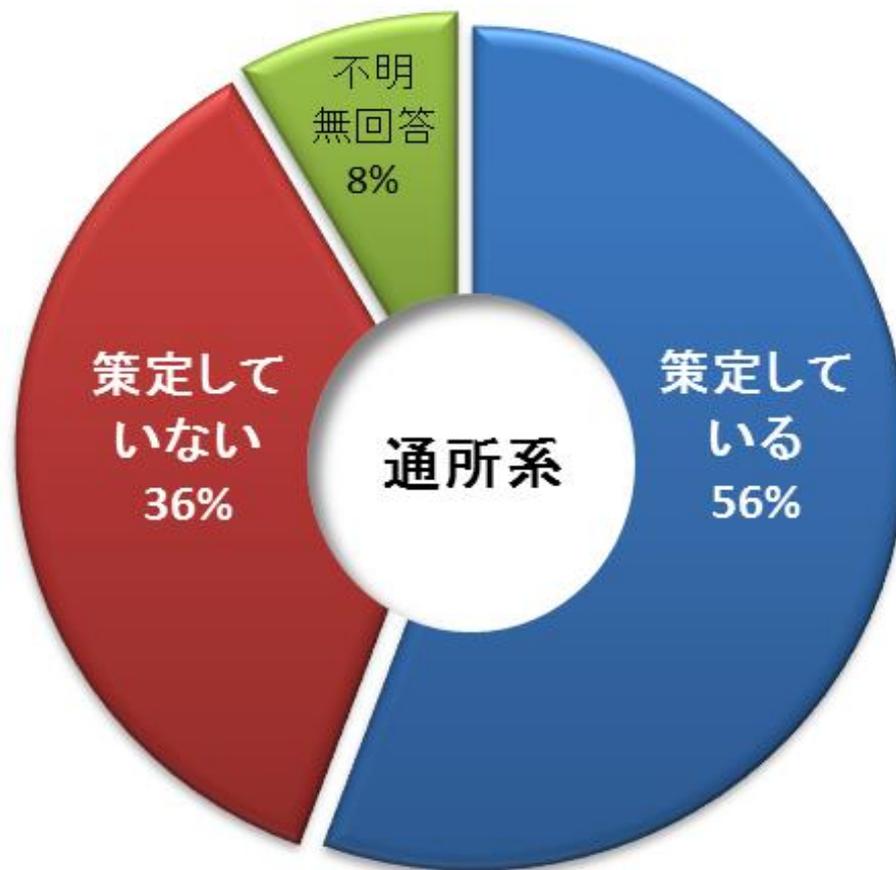


表76 大規模災害を想定した防災計画の策定 入所系

大規模災害を想定した防災計画の策定

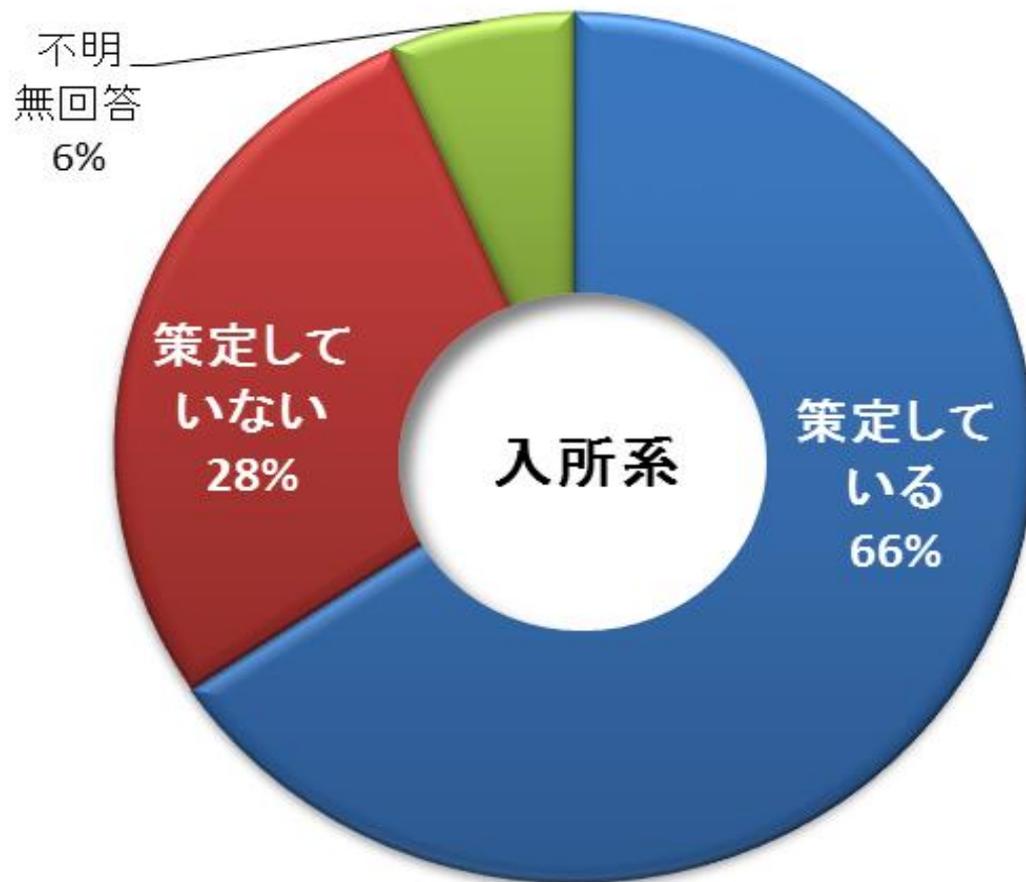


表79 福祉避難所の指定・締結の状況 通所系

福祉避難所の指定・締結の状況(通所系)

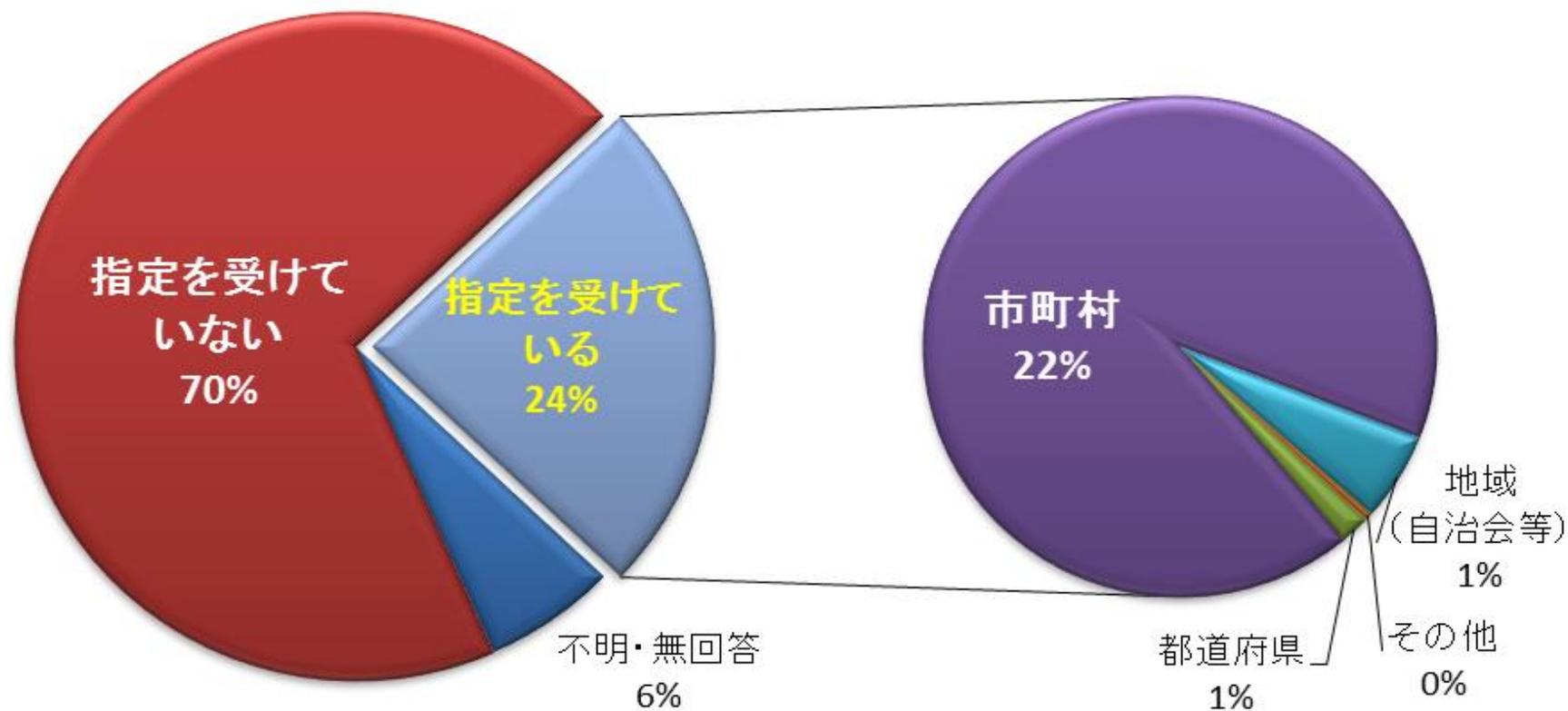
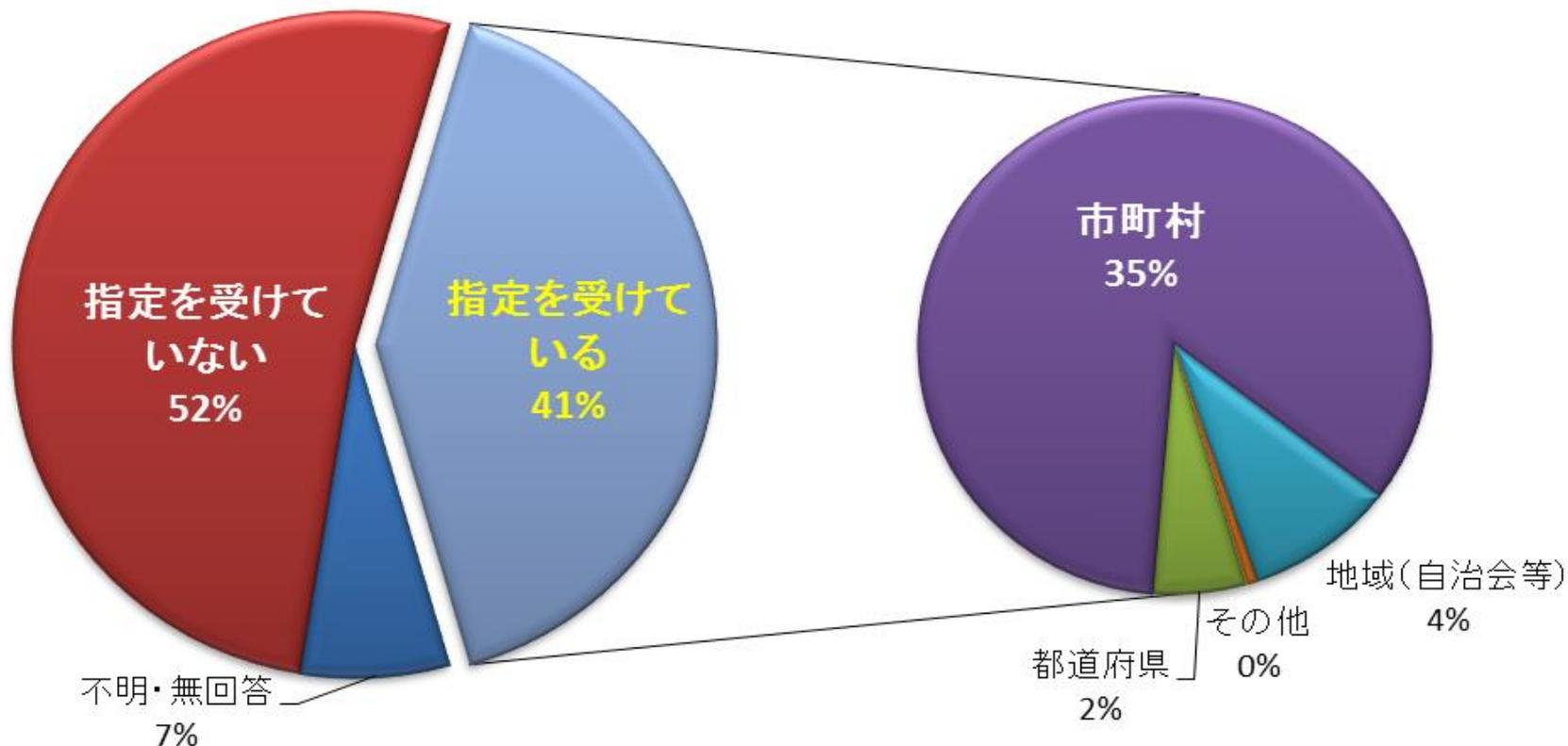


表79 福祉避難所の指定・締結の状況 入所系

福祉避難所の指定・締結の状況(入所系)



2、「地域社会の一員」になるために

○法律等

- 「地域社会を構成する一員」(社会福祉法第4条、障害者基本法第3条第1項)
- 当協会倫理綱領4 ▪行動規範

○地域社会との関係形成

- 地域社会の中で活動を展開
- 地域の社会資源の活用
- 地域住民との関係構築
- 地域での存在感発揮

○地域社会の一員としての役割と意識形成

倫理綱領

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。³⁶

障害者総合支援法 第一条の二 基本理念

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(平二四法五一・追加)

共生社会を実現するために

(障害者総合支援法 第1条の2 基本理念)

障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援は、……

……共生する社会を実現するために……

……可能な限りその身近な場所において……

1 社会参加の機会の確保

2 地域社会における共生

3 社会的障壁の除去

に資するよう、

総合的かつ計画的に行われること

社会資源の活用事例

林町デイセンター

図書館の活用



林町デイセンター







大田市立図書館のご案内

大田市立図書館前には、
駐車禁止です
車を駐車しないでください
図書館長

大田市立図書館





デイセンターあゆみの家 「オリーブ」 缶回収

垂井町役場 缶回収



あいはら小学校 缶回収





「たいやきくん」の活動

関ヶ原町内の道路周辺清掃活動



たいやきくん活動： 関ヶ原町広報(平25年3月号)に掲載

関ヶ原で
清掃活動を
しています！

デイセンターあゆみの家

『たいやきくん』の活動から

社会福祉法人あゆみの家は垂井町栗原、象鼻山の近くにあります。

そこに『たいやきくん』という名称で活動をつづけているメンバーがいます。

社会に目をむけ、地域に積極的に出て知識を得たり、経験を積んでいこうと集まりました。

昨年度は、私たちの住んでいる町「関ヶ原」のことを調べました。いろいろな仕事や働くところがありました。

今年度は「関ヶ原マップ（地図）を作る。」と同時に「町のそうじをしてきれいにしたい。」との声で清掃活動を月に2回行ってきました。

私たちの活動を見かけたら、声をかけてください。



※『たいやきくん』とは、「およげたいやきくん」の歌詞をイメージして、大海原に出ていく『たいやきくん』です。

一生懸命
がんばって
います。



あつくても
寒くても
がんばります。

町をきれいに
したいです。



いろんな
ゴミがあります。
たくさんひろい
たいです。



※揖斐川町では多チャンネルで契約者様のみCS166chでご視聴いただけます。

4 月 8 日 午後 6:00 ~ 10分
 月・火・水・木・金 デジタル12ch(デジアナ6ch) OCT 2

※天候、取材の状況等によって放送日が変更になる場合がございます。ご了承ください。

※ デイセンターあゆみの家「たいやきくん」の地域清掃活動が放送されます

再放送 午後 7:00 / 8:00 / 9:00 / 10:00 / 11:00

総集編 土 日 午後 6:00 / 8:00 / 10:00 50分

月~金のニュースを
まとめて放送

記念日写真・映像募集 ✉ joho@ogaki-tv.co.jp

番組のオープニング・エンディングを飾る写真や映像を募集しています。あなたのうれしかったこと、たのしかったことを番組で紹介します。採用された方には粗品をプレゼント。お名前、コメントを添えてメールでお気軽にご応募ください！



株式会社 大垣ケーブルテレビ 0584-82-1207

FAX 0584-82-1300 E-mail joho@ogaki-tv.co.jp HP <http://www.ogaki-tv.co.jp>

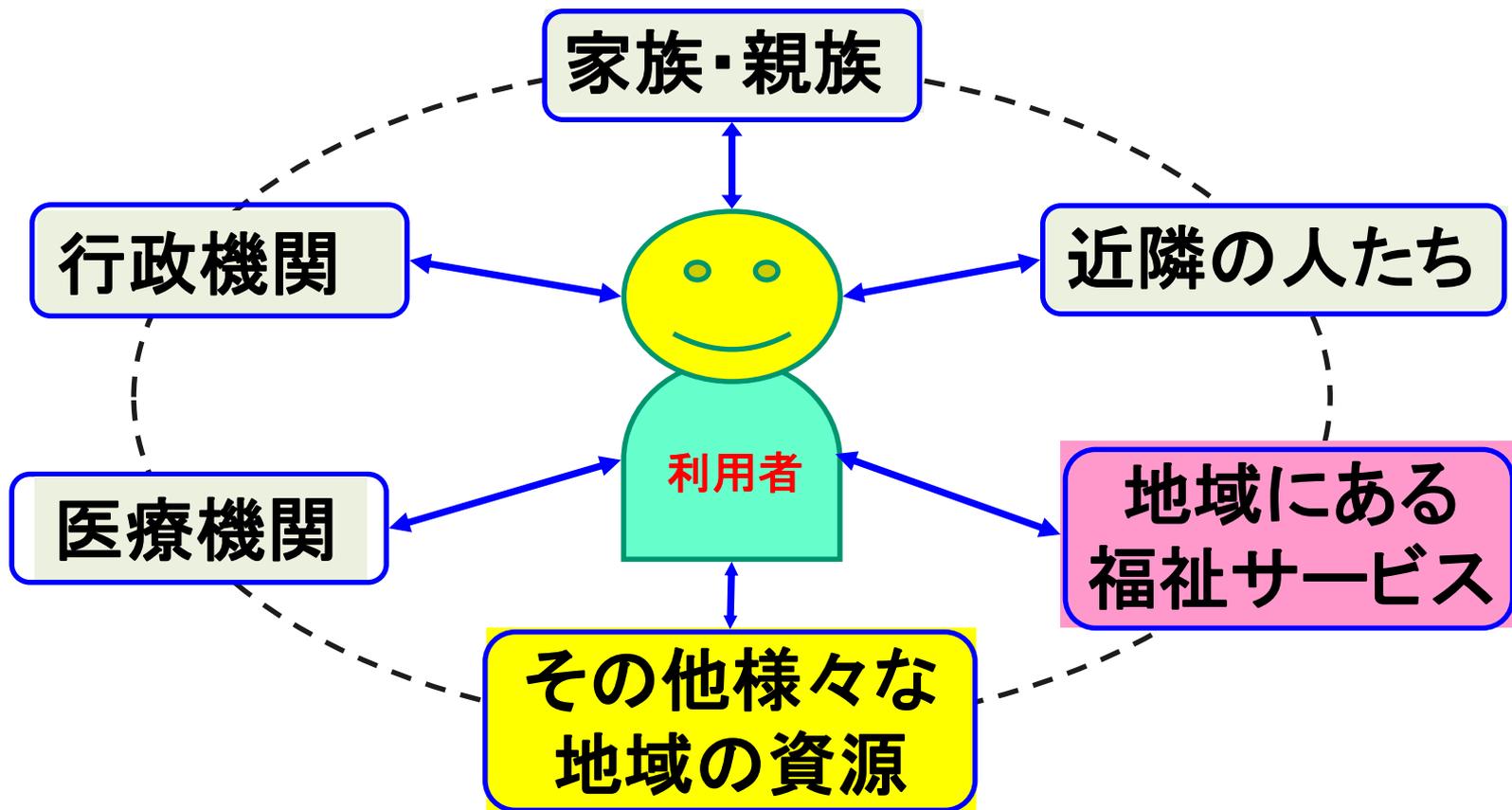
〒503-0022 岐阜県大垣市中野町3-31 9時~17時30分(日曜日・祝日は17時まで)

[ogaki_tv](https://twitter.com/ogaki_tv)

取材に際し得た個人情報は番組制作以外の目的で利用いたしません。「個人情報の保護について」詳しくは<http://www.ogaki-tv.co.jp/kozin/>をご参照ください。

3、地域社会で暮らし続けるために必要なこと

- 様々なことにチャレンジし体験できる機会の創出と提供
- 関係者間の連携
- 障がい福祉サービス等の拡充と開発



**その人らしい生活を、地域で支えるために
さまざまな立場の人たちが協働すること**

障害福祉サービス等の拡充と開発

地域で安心して暮らし続けるためには、日中の活動支援以外の支援についても、その見直し、拡充が急務。

- 日中一時支援事業
- 短期入所事業
- グループホーム
- 移動支援
- 居宅介護等（行動援護、重度訪問介護等）
- 送 迎

表72 日中一時支援事業の実施 通所系

日中一時支援事業の実施

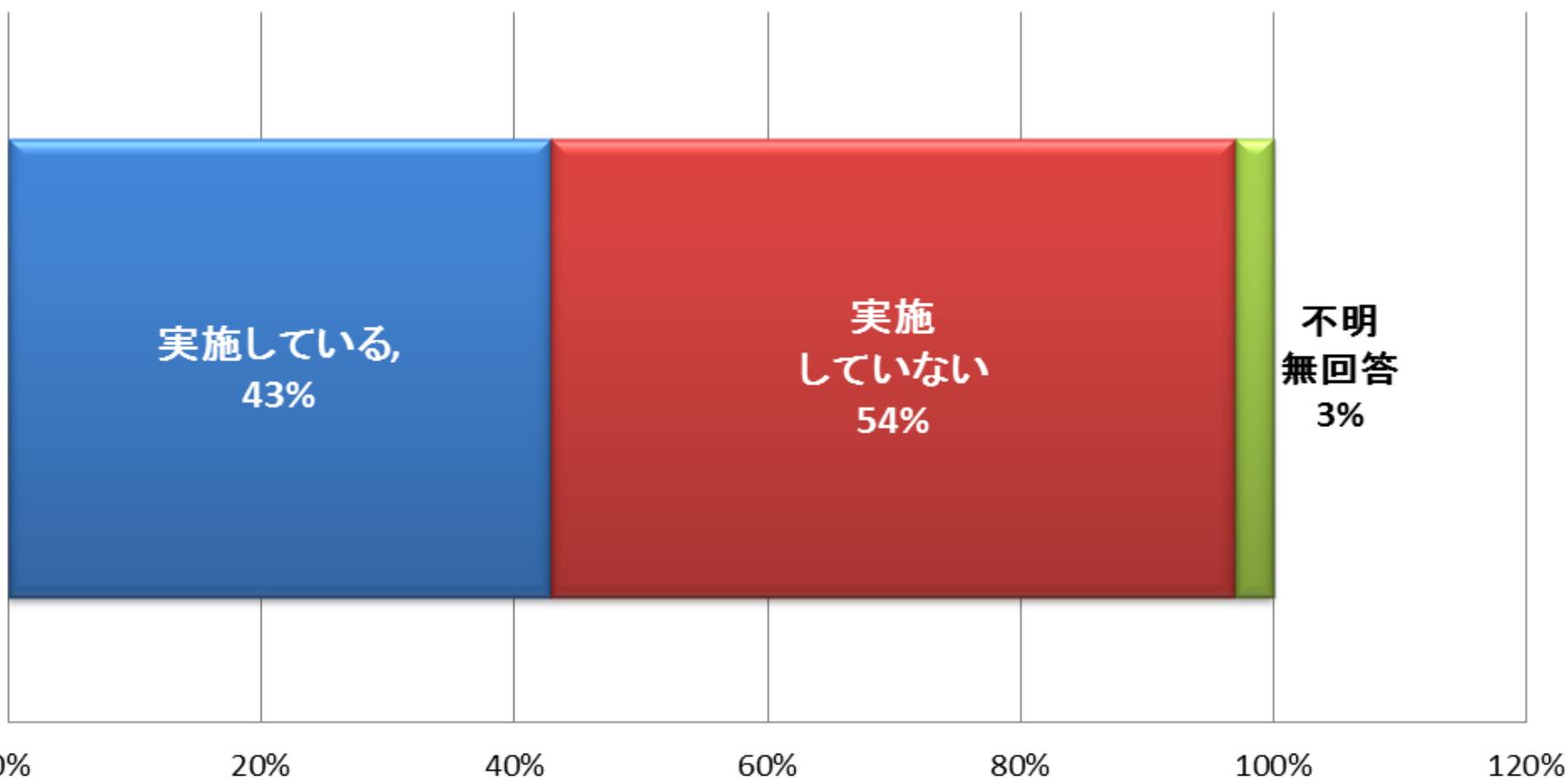


表70 短期入所事業の実施 通所系

短期入所事業の実施

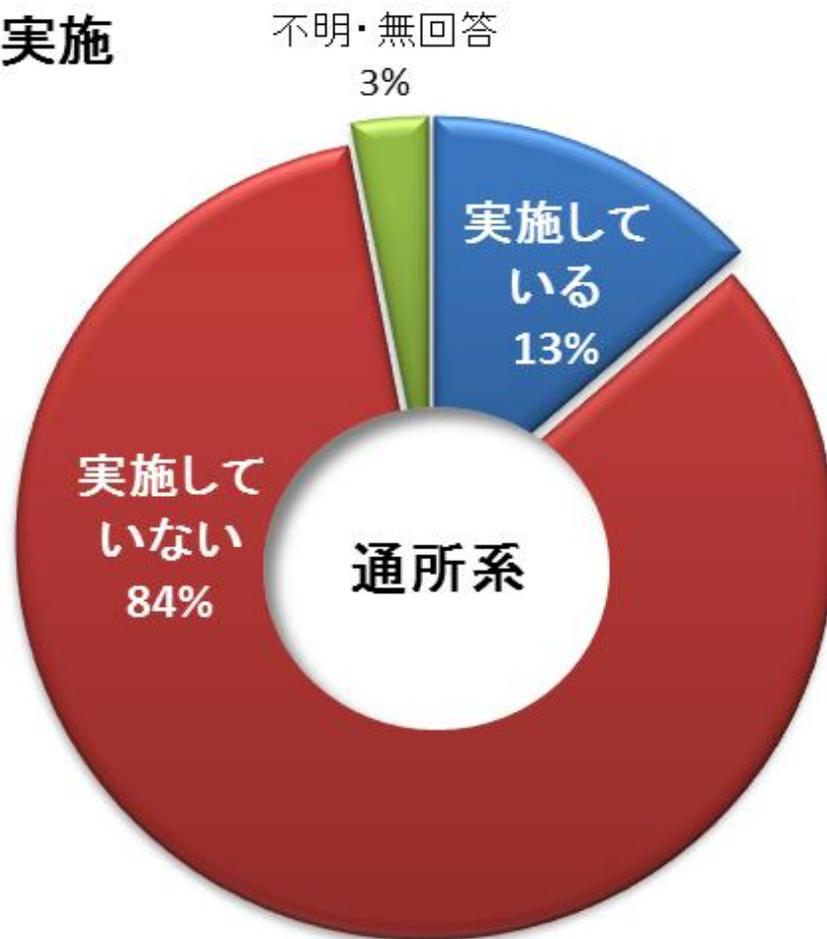


表70 短期入所事業の実施 入所系

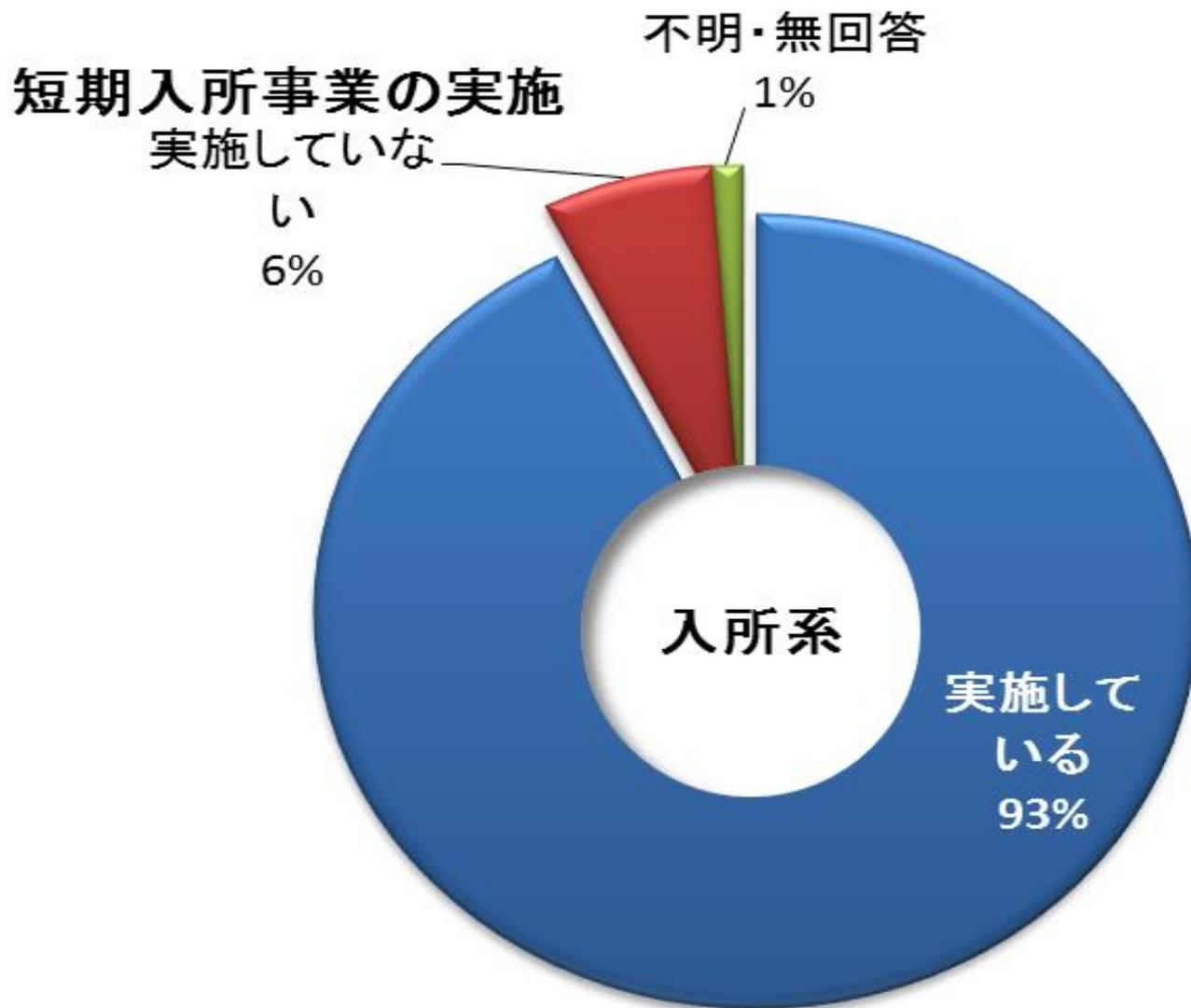


表71 実施している場合の緊急的な利用ニーズへの対応 通所系

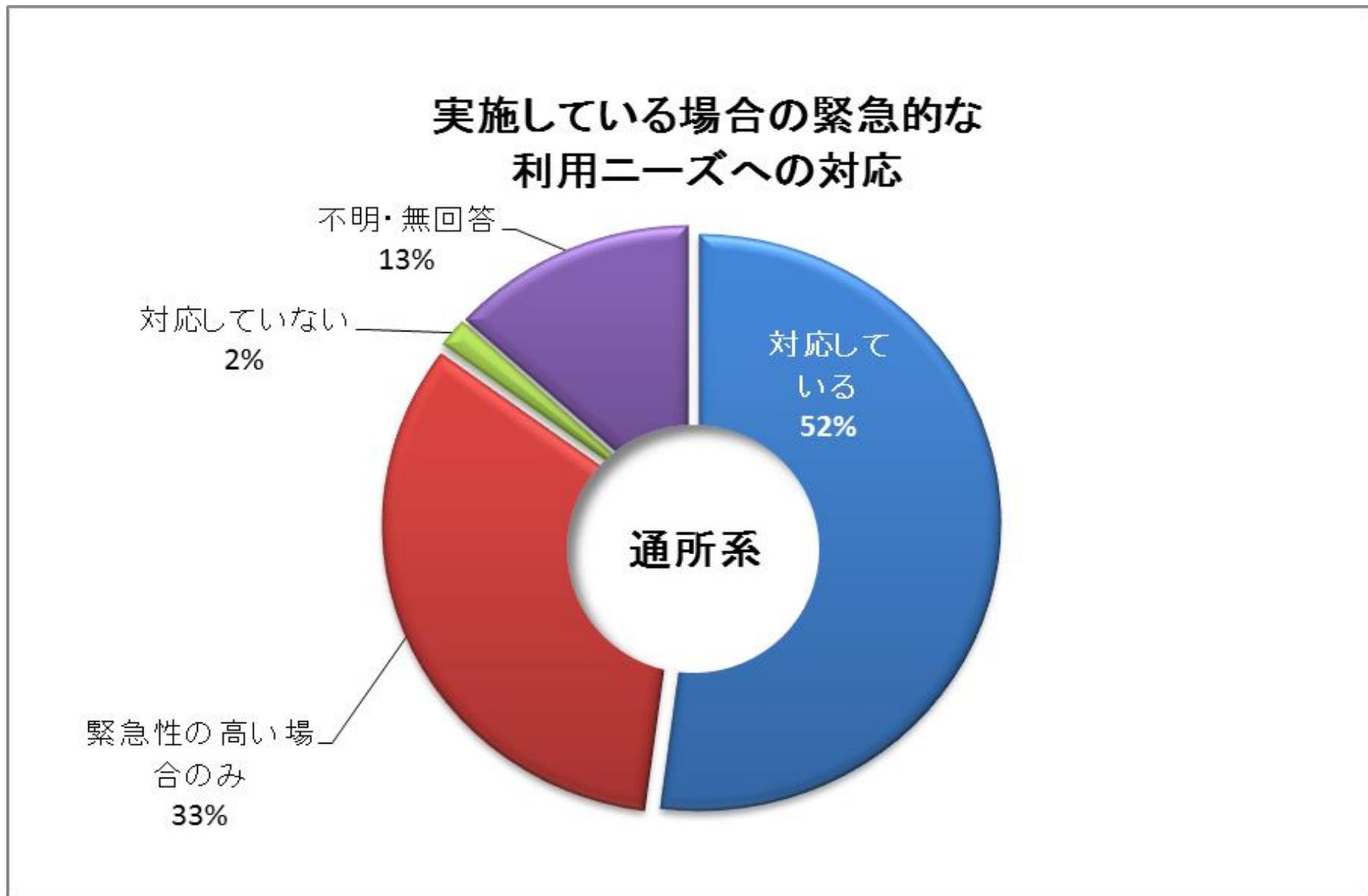


表71 実施している場合の緊急的な利用ニーズへの対応 入所系

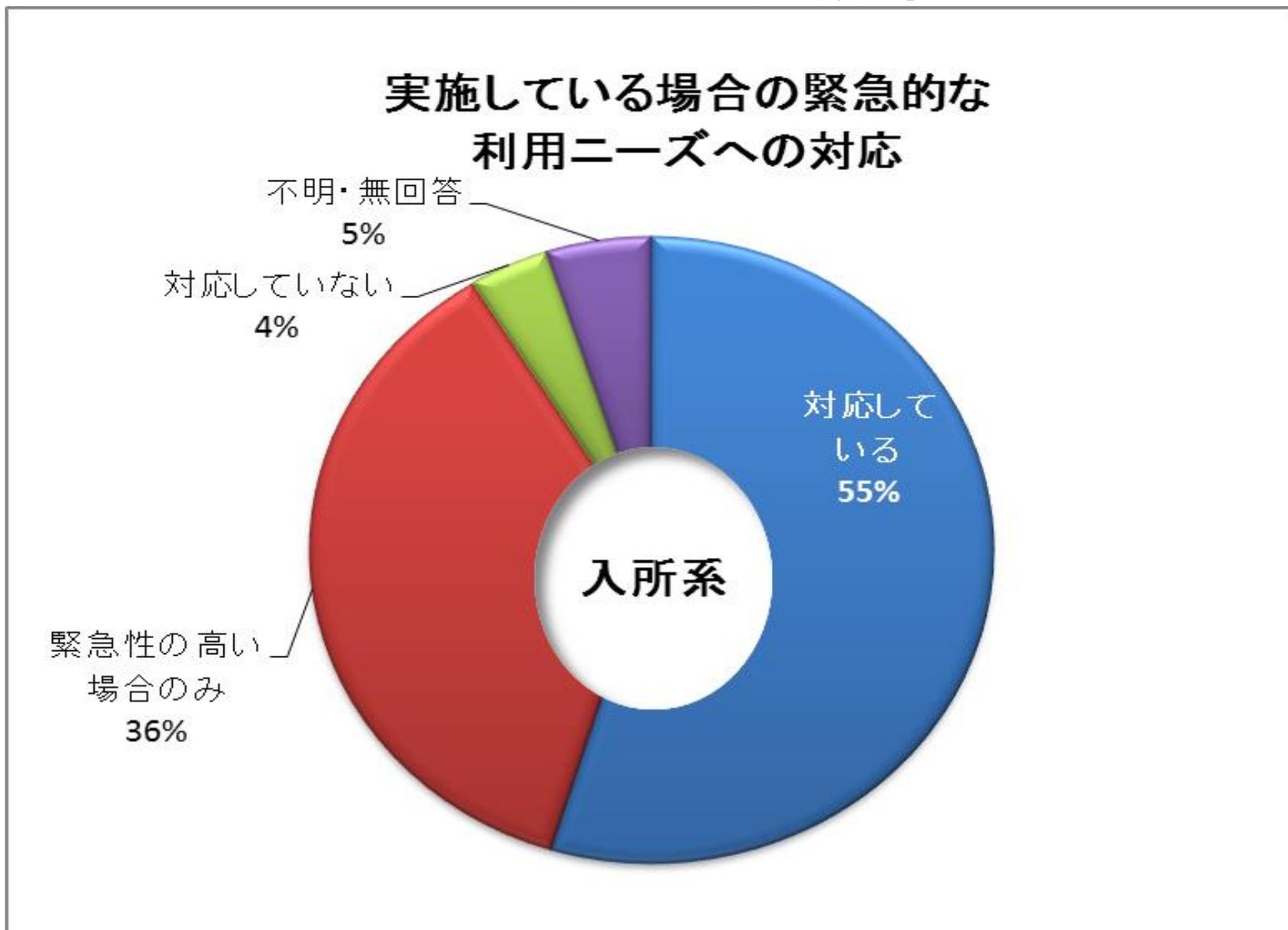
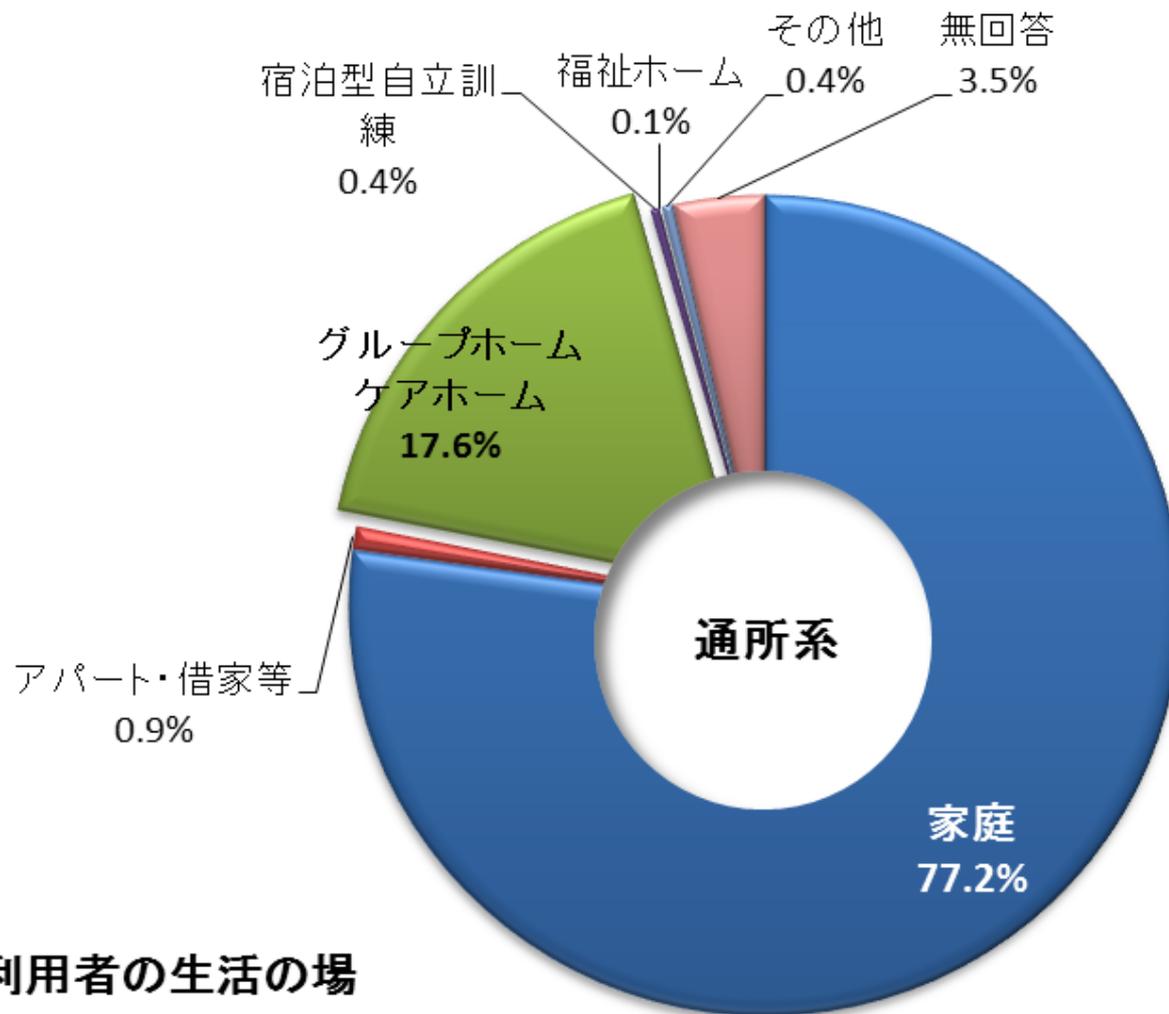
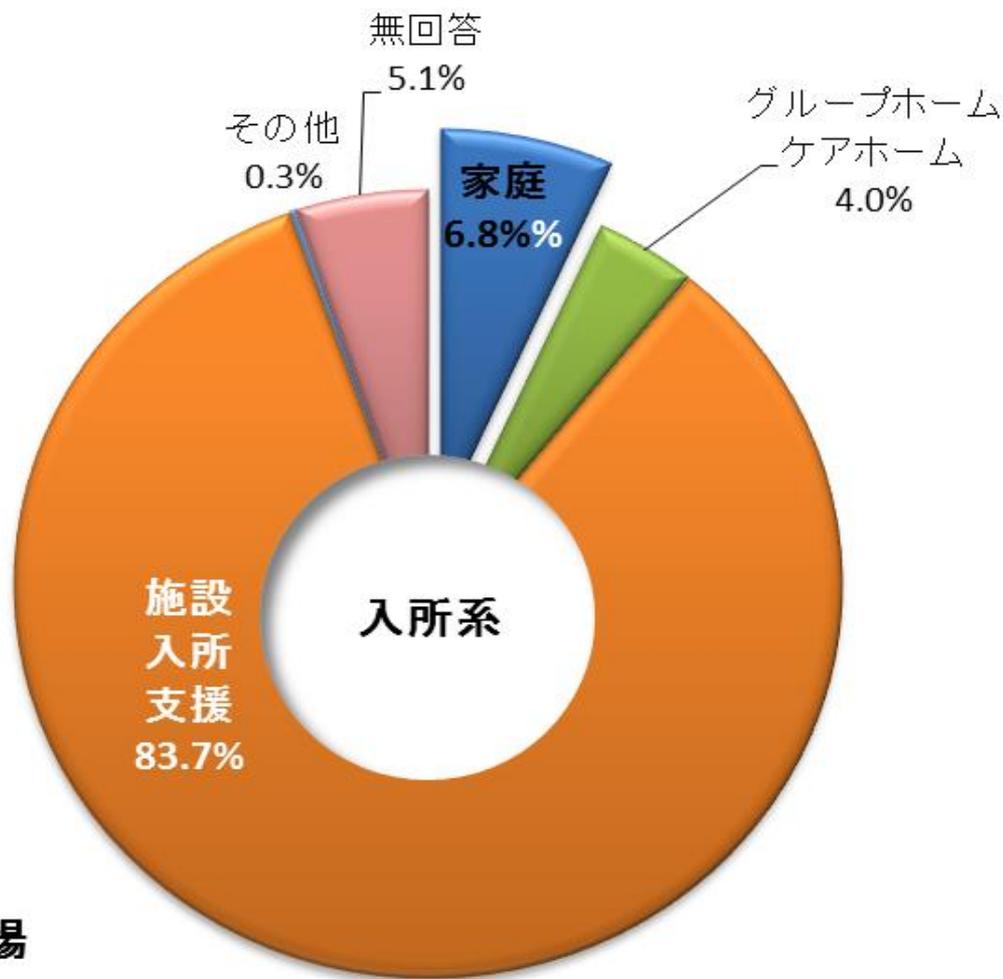


表16 生活介護利用者の生活の場 通所系



生活介護利用者の生活の場

表16 生活介護利用者の生活の場 入所系



生活介護利用者の生活の場

移動支援について

6/2協会ヒアリング意見

- 障害者権利条約第9条による移動の保障をすべきと考える。
- 障がい種別を問わず、人として自由な行動が保障されるよう、障がい児・者の移動支援は個別給付とすべきと考える。
- また、通園・通所・通学・通勤・社会参加等、通年かつ長期に渡る外出等においても移動支援を利用できるようにするとともに、
- 必要な場合には、入所施設においても、移動支援を利用できるようにすべきと考える。

表42 通所方法別利用者数

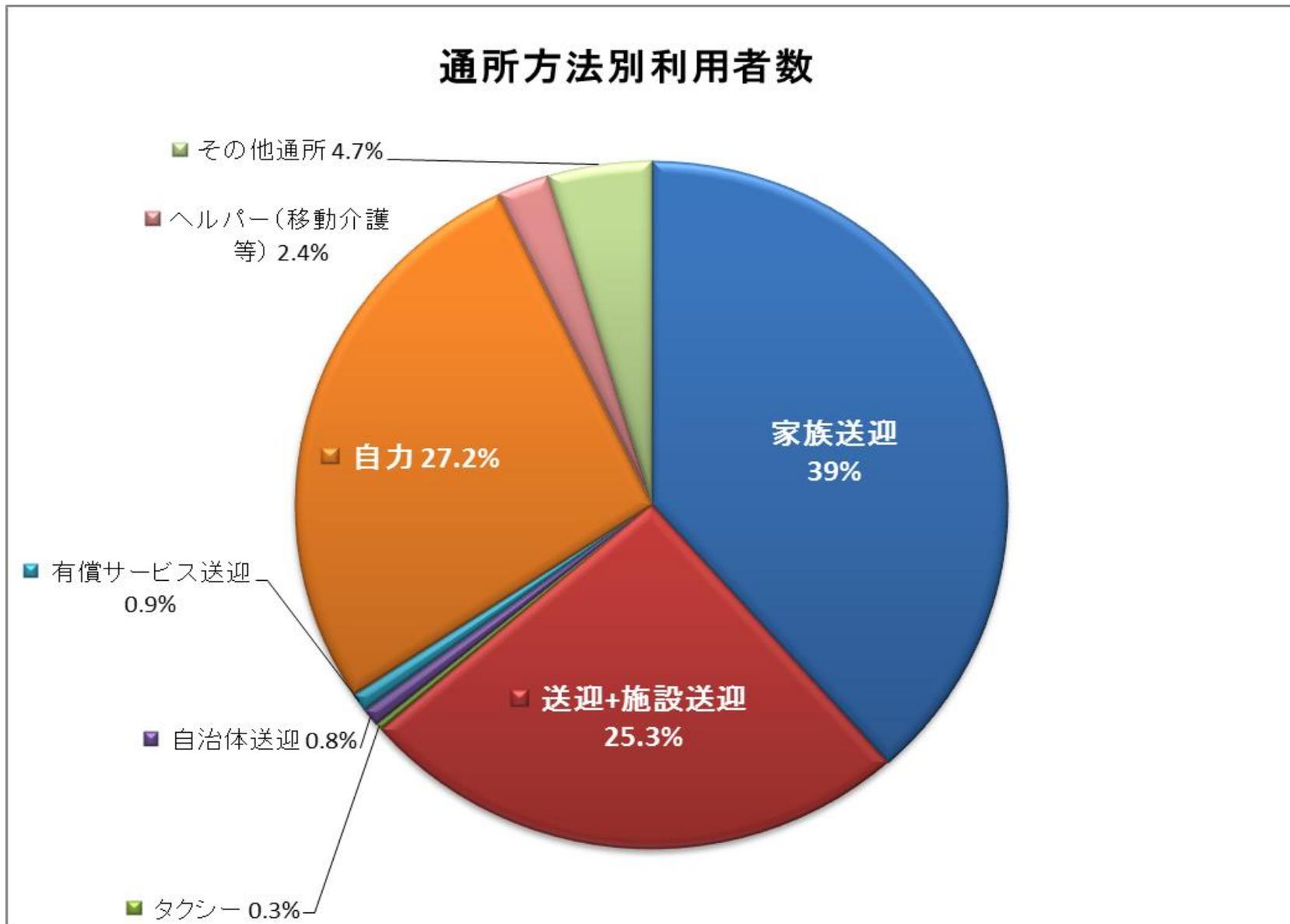
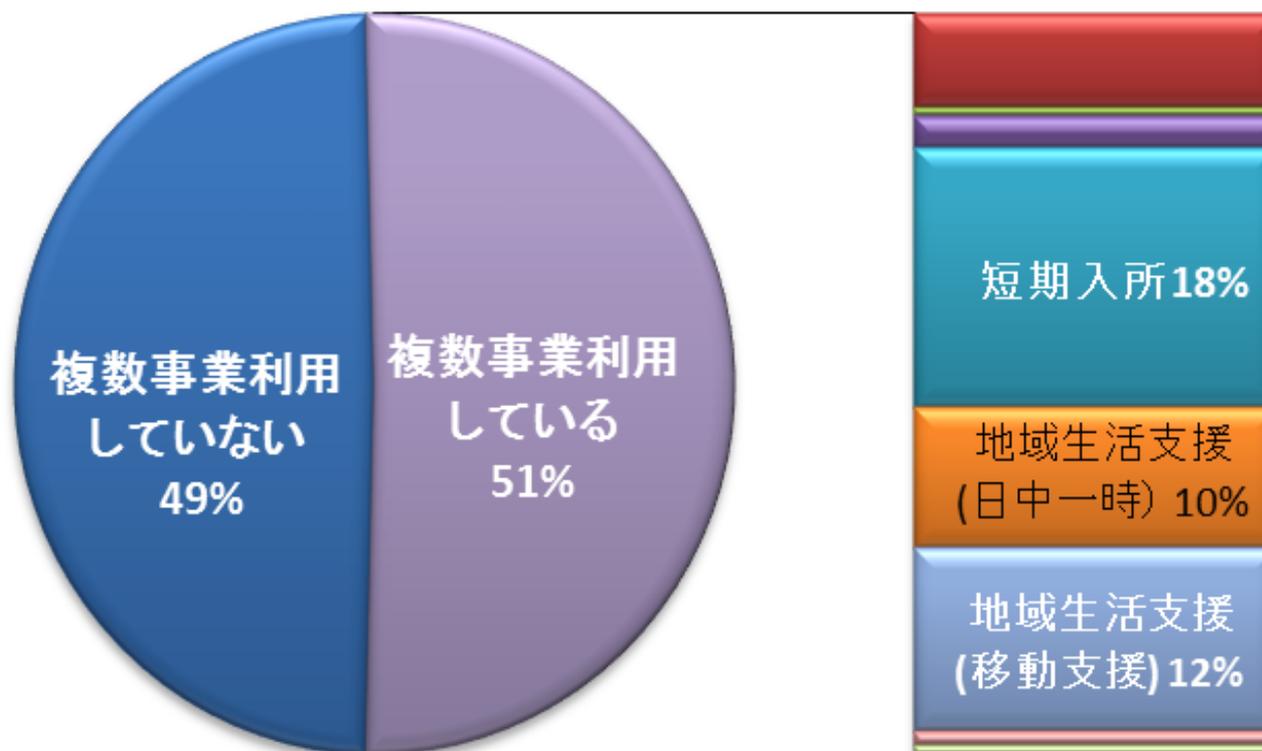


表14 複数事業の利用状況(居宅系)

複数事業の利用状況(居宅系)



居宅介護 6%
重度訪問介護 1%
行動援護 2%

4、発展途上にある日中活動支援事業

○生活介護の支援の内容が問われている

○日常生活と社会生活の支援のあり方

○今後に向けて

- ・各地の実践例の蓄積
- ・制度の改善

生活介護の支援の内容

(第8回報酬改定検討チーム資料 20141006)

生活介護の報酬に係る論点

【背景】

- 生活介護の費用額は平成25年度において約5,879億円であり、障害福祉サービスの総費用額の4割弱を占めている。これまでは新体系移行も含めて毎年30%台の伸びを示しており、平成25年度も5%弱の対前年度伸び率となった。
- このような状況の中、生活介護においては適正なサービス内容をどのように評価することができるかが重要な課題となっている。

【論点】

- 論点 適正なサービス内容の評価の観点から、生活介護のサービス提供実態を踏まえた報酬上の評価を、どのように考えるべきか。

生活介護のサービス提供実態を踏まえた報酬上の評価について

【障害者総合支援法 第5条7項】

この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

【基準省令 第77条】

生活介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

平成24年度報酬改定検討チームにおいては、生活介護について

「サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか」
検証を行い、次期報酬改定に向けて引き続き取り組んでいくこととしている。



平成27年度報酬改定においては、生活介護のサービス提供実態を踏まえた報酬上の評価を検討すべきではないか。その際に、まず議論すべき項目は「①サービス利用時間」と「②支援の内容」になるのではないか。

論点②: 支援の内容について

【現状】

生活介護においては、利用者に対して適切に支援を行うことが求められており、実際に提供されている支援の内容は、事業所毎に大きく異なる。

- (例) ・入浴支援を頻繁に行っている事業所
 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供に力を入れている事業所
 ・利用者を連れて地域のイベントに積極的に参加している事業所

○入浴支援の有無(5月中)

有	無	無回答
276	248	39
49.0%	44.0%	6.9%

○1人あたり回数(週) ※入所者含む

平均
3.15

○創作活動の実施状況(5月中・複数回答有)

造形	絵画	園芸	レクリエーション	その他	実績なし	無回答
224	273	212	413	94	0	68
39.8%	48.5%	37.7%	73.4%	16.7%	0.0%	12.1%

○生産活動の実施状況(5月中・複数回答有)

事業所内での 下請・内職作業	自主製品の 製造販売	事業所外での 労務提供	飲食店、喫茶店 等ショップ経営	その他	実績なし	無回答
162	139	27	28	14	104	224
28.8%	24.7%	4.8%	5.0%	2.5%	18.5%	39.8%

※ 全てサービス提供実態調査

生活介護とは「入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの」となっており、実際に行われている支援の内容は、利用者の状態に応じて異なるものである。

サービス提供実態調査の検証の結果

- サービス提供実態調査では、入浴支援は半数近い事業所が提供を行っている。
入浴回数については1週間で1人当たり平均3.15回となっている。
- 創作活動においては、ほとんどの事業所において実施されている。実施内容についても、レクリエーションだけでなく、造形・園芸・絵画など多岐に渡り、複数実施している事業所も少なくない。
- 生産活動も4割以上(実績無し・無回答以外で算出)の事業所において実施されている。
事業所内での活動が主となるが、事業所外での労務提供やショップ経営等も行われている。



上記の様に、事業所毎に様々な支援が行われている中で、支援内容に応じて差別化を行い、報酬上評価することについて、どのように考えるか。

財政制度審議会分科会資料から (20150427)

② 制度上の見直し

- 本来の趣旨に則ったサービス利用という観点から、例えば、「短期入所（ショートステイ）」について、1ヶ月間利用している者が事業所ベースで一定数見られることから、その要因分析やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。また、「生活介護」について、サービス利用者の「常時介護の必要性」の検証やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。
(注) 短期入所は、介護者の疾病等のため障害者を短期に受け入れるサービス。稼働率が低いこと等から、報酬単価は施設入所支援に比べ高めに設定。生活介護は、常時介護が必要な者に対し、入浴等の介護や生産活動の機会の提供等を行うサービス。日中サービス系の中でも、高い報酬単価が設定されている。対象者は障害支援区分3以上などに限定。
- 今後も、介護者の高齢化等により、障害福祉サービス等の需要は伸びると考えられるため、真に支援を必要とする障害者に対し必要な支援を行き届かせる観点から、以下を検討すべきではないか。
 - ① 居宅介護のうち「家事援助」（掃除や調理・配膳等）について、介護保険における「訪問介護」に係る議論等も踏まえつつ、必要性に応じた給付の在り方の見直し（軽度の障害者の「家事援助」の利用割合は8割超）
 - ② 障害者の地域生活を推進するため、インフォーマルサービス（制度等に基づかない形でNPO等により提供されるサービス）の利用等を進めつつ、一部のサービスについて地域の実情に応じ効率的にサービスを提供する枠組み（地域生活支援事業）の活用
 - ③ 支援を必要とする度合に応じてサービスが提供される仕組みへの見直し（就労支援のサービスやグループホームなど、障害支援区分の認定が必要ないか、支援区分が「非該当」であっても利用が可能なサービスの見直しや、障害支援区分等に応じた利用限度額の導入等）
 - ④ 通所サービス利用者に対する食費負担軽減措置の見直し（自立支援法施行時に経過的に導入。通所サービスを利用しない障害者（施設入所者を除く）や、介護・医療の通所・通院では食費補助はない）を含む利用者負担の在り方の見直し

<短期入所における利用日数別の事業所分布>

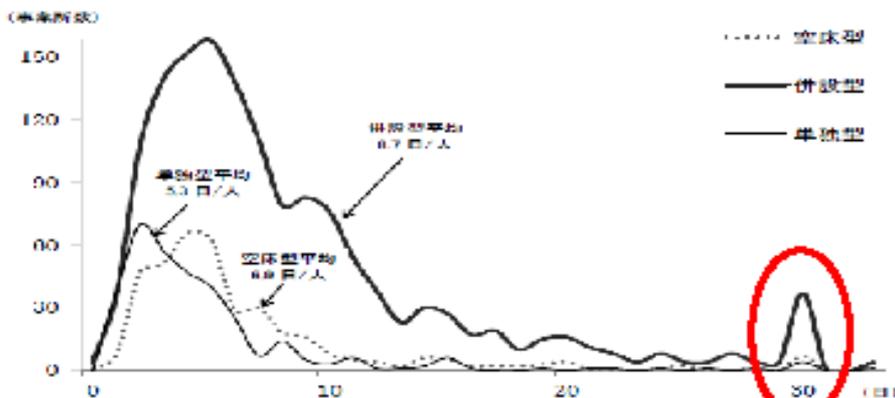
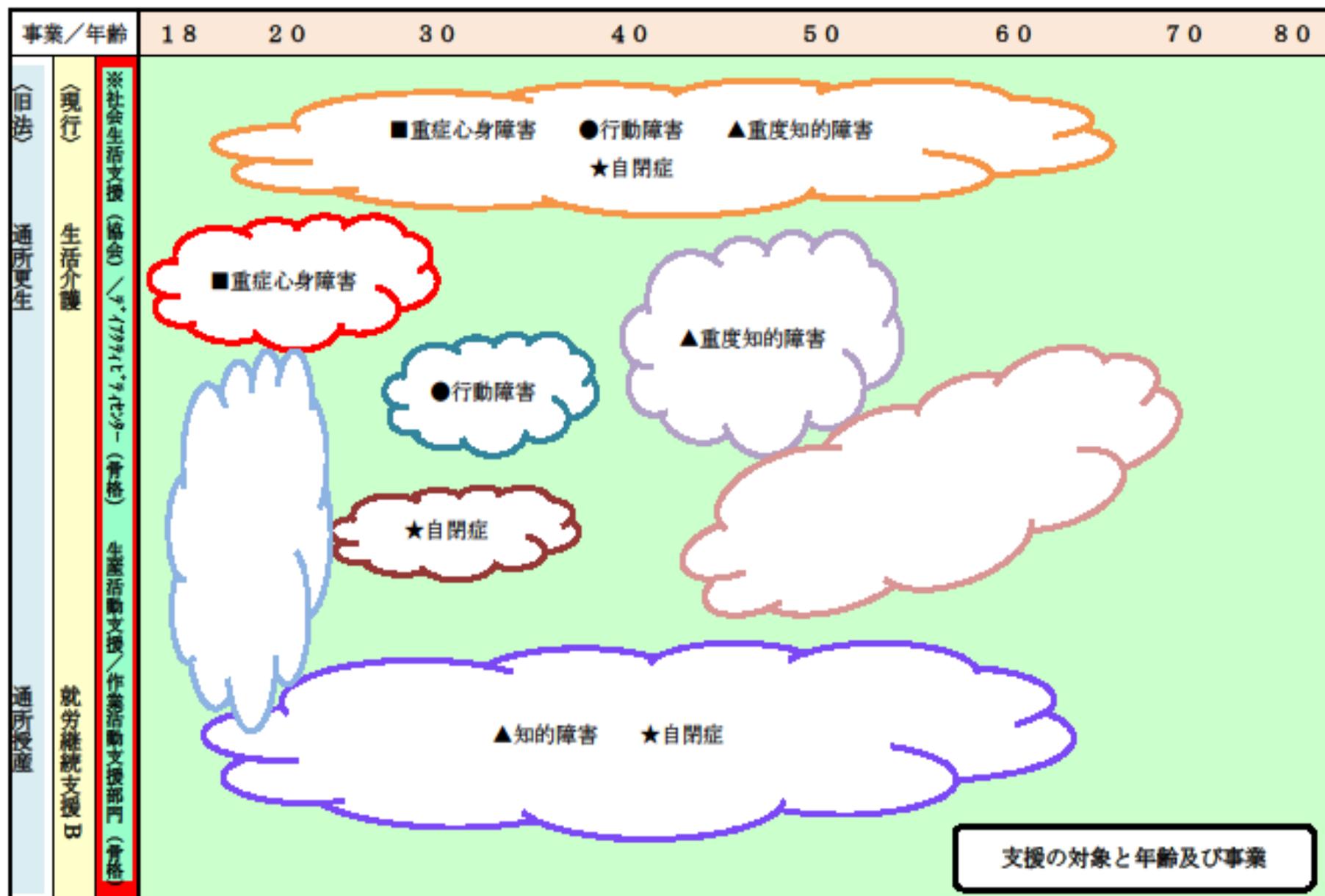


図 2-6 1人あたりに利用日数別の事業所の分布

<居宅介護における家事援助の利用状況(2014年10月)>

障害支援区分	居宅介護		うち家事援助	
	利用人数 (千人)	総費用額 (百万円)	利用人数 (千人)	総費用額 (百万円)
区分1	16	388	14 (88.7%)	286 (74.1%)
区分2	46	1,518	39 (85.4%)	945 (62.3%)
区分3	34	1,820	26 (78.5%)	827 (45.4%)
区分4	16	1,438	10 (64.9%)	388 (27.0%)
区分5	12	1,827	5 (44.9%)	234 (12.8%)
区分6	20	4,432	5 (23.9%)	218 (4.9%)
合計	144	11,422	100 (69.6%)	2,898 (25.4%)

(注) 家事援助の括弧書きは居宅介護の占める割合。
 (出所) 国保連データ。



支援とは

支援とは、

『人の発達、教育、興味及び個人的幸福
(well - being)を促進することを目的として、
ある人の働きを高める資源や方策』

であ

る。

〈「知的障害、定義、分類及び支援体系」

日本発達障害福祉連盟 P18〉

「骨格提言」 おわりに

〈平成23(2011)年8月30日〉

ある社会が
その構成員のいくらかの人々を
閉め出すような場合
それは弱くもろい社会である。

【昭和54(1979)年国連決議 国際障害者年行動計画】

Inclusive Communities = Stronger Communities



GLOBAL REPORT ON
ARTICLE 19: THE RIGHT
TO LIVE AND BE INCLUDED
IN THE COMMUNITY

October 2012



choice
support
inclusion